

官報

号外 昭和二十九年三月三十日

○第十九回 参議院會議録第二十五号

昭和二十九年三月三十日(火曜日)午前
十時三十七分開議

議事日程 第二十五号

昭和二十九年三月三十日

午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

文部委員

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

中川 幸平君

西川 甚五郎君

宮澤 喜一君

中山 壽彦君

横山 フク君

森崎 隆君

矢崎 三義君

大谷 實雄君

石坂 豊一君

宮田 重文君

龜田 得治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

文部委員

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国民金融公庫が行う恩給担保金庫に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

厚生年金保険法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

外国人登録法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件議決報告書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国民金融公庫が行う恩給担保金庫に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

厚生年金保険法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

外国人登録法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件議決報告書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

農産物検査法の一部を改正する法律案可決報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件議決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

財政法第四十二条の特例に関する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律案

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

国税収納金整理資金に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
学校教育法の一部を改正する法律
国立学校設置法の一部を改正する法律
公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
開拓融資保証法の一部を改正する法律
郵便振替貯金法の一部を改正する法律
所得税法の一部を改正する法律
法人税法の一部を改正する法律
酒税法の一部を改正する法律
印紙税法の一部を改正する法律
砂糖消費税法の一部を改正する法律
揮発油税法の一部を改正する法律
米穀対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律
財政法第四十二条の特例に関する法律

関税定率法の一部を改正する法律
相続税法の一部を改正する法律
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律
国税徴収法の一部を改正する法律
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律
国税収納金整理資金に関する法律
同日衆議院議長から、国会において議決した左の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)
○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。
○永岡光治君 私はこの際、上田市における公安調査官による信書の秘密侵犯に関する緊急質問の動議を提出いたします。
○天田勝正君 私は、只今の永岡君の動議に賛成いたします。
○議長(河井彌八君) 永岡君の動議に、御異議ございませんか。
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發言を許します。永岡光治君。
〔永岡光治君登場、拍手〕
○永岡光治君 私は長野県下に取りました思想に対する弾圧と人権の蹂躪及び信書の秘密侵犯事件、特にこれが破防法の実施と共に設置されましたこの

ろの公安調査官によつて行われておるという事実、誠に由々しいこの事件につきまして、吉田首相以下閣僚大臣に對しまして、若干の質問を行わんとするものであります。
で、事件の内容を明らかにするため去る二十三日付の朝日の朝刊の「声」の欄に投書されております「公安調査庁へ」と、という記事が掲載されておりますが、念のためにこの記事を先ず読み上げてみたいと思つて、あります。さういふ思想調査という問題がいろ／＼論議されてゐる。これをまた裏書きするかのやうに「公安調査庁のもの」と称する人物がうろつてゐる。われわれ郵便外務員をなやましてゐる身分証明書を出してみせるところをみれば、まんざらニセモノとも思われなないのである。それは、われ／＼が郵便を配達している途上で、いともいんぎんに呼びとめられるのである。そして『某機関紙は一日に何通くらい郵便で出されるか』とか『何町の何某へは郵便は来ていないか』とか、また『何某へは主としてどういふところから通信があるか』とか、明らかに憲法第二十一条違反、郵便法第九条違反と認められることばかりを質問する。それに対する回答を拒めば、こちらの姓名を問う。それも拒絶すれば『では、いずれ責任者のかたにお目にかかつて……』とやや皮肉げにいひつて、立ち去つて行く。いつたい公安調査庁とは、このよ

うに憲法に違反し、また公務者として絶対に守らなければならぬ郵便法に違反せよ、とわれ／＼に強要する役所なのだろうか。また、この問題はこの町だけのことなのだろうか。憲法で保障されている「通信の秘密」とは、ただ通信文の内容のみに限られてゐるのではない。差出人または受取人の住所氏名、取扱つた年月日、郵便物の種類、統計を除いた数量などなど、秘密の範囲は決してせまくないのである。ぜひとも調査が必要とあれば、なぜ正々堂々と筋を通して調査をしないのか。これ以上われ／＼外勤者を悩まし、不愉快な思いをさせることはやめてもらいたい。われ／＼外勤者は調査官のかたがたほど太い神経をあいにく持ち合せていない。回答を拒絶すればシンパじやないかと思われはしないか、などと心配するほど気の小さい者が多いのだから、こつこつと投書がなされておるのであります。これは記名されまして、『長野県・洞口十四雄』という氏名が明確に記されております。
私はこの記事を見て、非常に事の重大さに驚いたのであります。ところが、同じく朝日新聞の二十七日の朝刊には、この投書の欄を裏付けする事実が明確に三面記事に掲載されております。即ち、これは上田市に起つた事件でございました。上田郵便局の外勤員になされておるのであります。而もこれはただの一回ではありません。昨

年の暮から今日まですでに四回に亘つて行われておるといふ事実であります。(そのほかにもあるぞ)と呼ぶ者あり)而もこの事実を見ると、私は気の小さい内気な郵便局員の現在の状況からするならば、恐らく全国至るところにこのような事件があるのではないかとこのことを恐れるものであります。
従つて、この問題が、私は内容は二つに亘つて重大なる問題があると思ふのであります。即ち、一つには思想の弾圧、人権の蹂躪というこの問題と、今一つは憲法で保障されておる、そして郵便法で保障されておるこの信書の秘密を、公然とす、公然と調査官が侵犯をしておるといふこの事実、このことを特に重大問題として取上げて、政府の所見及びこれに対するところの措置を伺わなければならぬのであります。今日思想の弾圧、人権の蹂躪は、ひとりこの事件に限りません。先には本院で問題になりましたところの茨城県下の教員に対するところの警察官の思想の調査によるところの弾圧、或いは青森県下におけるところの教員の思想調査によるところの思想の弾圧、或いは自由なるべき学園におけるところの学生の思想の調査によるところの弾圧、数え上げればきりがないのであります。
そも／＼破壊活動防止法が本院に提案されたときに、私たちは幸つてこの

の問題について、関係大臣の答弁が、中央においてそのようなことを指示したとか指令をしたことは絶対にありません、ということだけでは済まされたい重大な結果が、事実につづいてゐるとであります。その言葉は極めて巧みでありましようとも、私たちが問題にするのは、その人の主観がどうであるうとも、現実において、そのような事件

そも、郵便局員が信書の秘密を守るために生命をかけて今日職務に就いたしてありますことは、すでに御案内の通りであります。雪が降ろると、雨が降ろると、風が吹こうと、定刻にその暴風雨を冒して職に挺じているのが、郵便局員の現実の姿であります。北海道の猛吹雪におおわれ遂に生命を賭したけれども、郵便物はちやい

かすために、国民の信頼に応えて生命を賭けて闘つておるところの職員こそむしろ増員を以て臨むべきが眞の行政整理であらうと考えておるのであります。

このように考えますときに、今回引きまされたところの上田市における事件は、まさにこれは看過することのできない重大なる問題であるわけでありま

うことを知りまして、早速事実を調査いたしたのでありますが、調査の結果今御指摘になつたようなことがあつたことは事実のようであります。この件は、いわゆる信書の内容を侵した点にはなつておりませんが、ただ郵便物の受取人の氏名と、憲法にいわゆる通信の秘密に該當する事項を対象として、郵便法の第九条に抵触すると考へ

た上、相当の措置をいたしたいと考え
ております。

なお調査の対象にいたしましたの
は、朝鮮関係の非公然の機関紙類で
ありましたので、如何なる書類にし
ても、かかる措置をとるといふこと
は不当であります。もとより私の方
針に

〔國務大臣塚田十一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(塚田十一郎君) お尋ねの件につきまして、私のほうで調査をいたしました結果を御報告申し上げます。

う回答であります。ただ幸いなことに、集配人は郵便の秘密ということ十分に守つてくれて、秘密は漏らしておらなかつたということでもありますので、その点は一応安堵いたしておるわけであります。

そこで早速現地の長野郵政局をして
長野公安局に対して嚴重抗議を申込
せました。長野公安局第一課長が長野
郵政局に詫びに参つております。私は
通信の秘密というものは憲法に保障す
るところであり、又郵便法に嚴に明記
せられておるところであり、これなく
しては通信事業というものの円満な運
営というものはできないものでありま
すからして、今後私としては、都内に
対しましては通信の秘密というものは
十分に法に保障されておるところであ
るから、如何なる事態があつてもこれ
を破ることのないように、又關係の各
省庁に対しましては、今後こういうこ

〔永岡光治君発言の許可を求む〕

○議長（河井彌八君） 永岡君。

○永岡光治君 再質問をいたしたいと思ひます。

○議長（河井彌八君）登壇を望みます。持ち時間は一分間であります。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○森岡光治君 只今の答弁では、極めて不満足でございますし、絶対に了解できないのであります。破壊活動防止法を本院に上呈されたとき、吉田総理

以下閣係各大臣の答弁は、絶対にそのような行き過ぎは行わせませんということと責任を持つて答えておる。この事実を私は見逃すことはできないのであります。併し現実において今日この

ような事実がありとすれば、吉田総理以下関係大臣は如何のような責任をとる

いたしておるのであります。ただ下部末端が行き過ぎであることもありませんという、そのことだけでは済まされないほど重要な問題であるというこ

とは、この法律を審議する際に十分私
たちは申上げたのであります。それほ

ど実はこの問題は重要な問題でありますので、その責任の問題と、若しその

責任がとれない」とするならば、この破壊活動防止法を撤回するという法律案をここで出すべきだ。その点をお

答へ願いたいと思うのであります。

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣（緒方竹虎君） 政府は責任を承知しておりますが故に、嚴重に今

後のことを戒飭いたしたのでありまして、今後再びこういうことが起るとは考えませんけれども、若し似寄りのこ

とでも起りました場合には、その事態を至急調査の上に、その事態に応じまして処分をいたします。(拍手)

〔國務大臣犬養健君登壇、拍手〕

○國務大臣（犬養健君） 回答之申上げ

責任は私にございますから、早速の措置といたしましては、全国の各調査

時に、最近の機会において会議を招集して、嚴重にこのことを申合せ、再びかかることのないように全力を挙げたいと存じております。(拍手)

○木下源吾君　私はこの際、日ソ国交調整に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は、只今の木下君の
動議に賛成いたします。

○議長（河井彌八君） 木下君の動議に、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（河井彌八君）　御異議ないと認

めます。よつてこれより発言を許します。木下源吾君。

〔木下源吾君登壇、拍手〕

○木下源吾君 私は我が党を代表いたしまして、只今から質問をいたしたいと思ふのでありますが、併し私の質問することは、一党一派の問題ではございません。今日の状態において一番重大な問題であり、国民の中で、アメリカの資本援助によつて事業を行なつておる者、又、軍需産業によつて儲けようとする一連のグループを除いた以外は、全部これを望んでおるものであるから、私の質問に対して、総理大臣以下この議場を通して国民に所信を明確にし、そうして国民が安心の行くような答弁を望むものであります。

直接の具体的な問題は、今、北海道の根室近海におきまして、先般かに漁に出ておる船が三、四隻拿捕されており、その以前に又、稚内近海において日本漁船が四隻ほどつかまつておる。

りますが、根室近海の人々は非常な当惑をしてゐる。御承知のように、根室は北海道でただ一つ機銃掃射をやられ

そこは一に漁業だけで生活しておる町で、そしてこの人々は、国交を回復し

たならば、何とかして漁業が営まれる
だろうと、千島から引揚げた人たちも

共に念願しておつたのです。ところが

從來やつておつた漁民は、たまりかねて、昨年一般の漁が春以来不漁であり

まして、どうかして二つ歯舞のほうへ

行つて昆布をとらしてももらいたい。或いは又、国後南岸の近いところで帆立をとらせてもらいたいと、それぞれソヴイエトのほうに声が届くように、いろいろ陳願いたしました。日本政府は勿論、何の援助もしておらない。却つてそういうことをやる者を国賊のような初めは態度をとつた。その結果、昨年は齒舞諸島の附近で昆布五千石をとつたし、又、向うのほうの領海に行きまして帆立を大漁して来たけれども、何らつかまることもなければ、つかまつた船も好意的に返してくれた。こういうことに根室地方の人た

ち是非常に感激をしてゐる。政府を中心とする反ソ或いは反中共というこの宣伝のために、国境附近にソザイエトの飛行機が飛んで来て今にも爆弾でも落すような宣伝をどん／＼やり、新聞

にもとん／＼出しますけれども、御本
人たちは何も心配しておらない。全く
手を引つくり返すように違つておる。
と申しますのは、現実に自分たちの生

流し回つては、日本の海上に空戸
が行くなといつても、行つてとつて見
れば、今言ふより、こ非古に幾、あつ

て都合がよろしい。ですから何ら不安を感じておられない。今年も昨年に貫れ

て、春から、かに漁に出ておる。日本近海の豊かなところでは五十貫か百貫

いの「かに」しかとれないのが、向うに
行きますと五艘の船で一日に一万貫も

とれる。一艘で二千貫もとれる。どんな日魯その他のかに工場が今盛んにやつておる。こういうわけで非常に喜んでおつたところが、今度つかまつた。こういう事情でありますので、これは何とか早く返してもらいたい。泥棒に行つておるのではないというところを政府が立証してもらいたい。これが一つの直接的な契機として私はこれを御報告し、政府はこれに対して交渉をする用意があるか。この事実を知つたならば交渉をせねばならんと思つてゐるかどうか。これに対して、従来、日本政府は、外務省を通じて、講和を結んでおらんから交戦状態であるとか、いろいろこういう口実を以てサボつておるのであります。そのことはよくわかるけれども、講和を結んでおらんでも外交交渉はでき得ます。現に日本政府は昨年やりました。根室の近海に例の油船が流れて来たやつを、この根室の地方の五万の人々が大会を開いて、我々はこのようにしてもらつておるのに、これを競争などをしては非常にあとの結果が悪いから、何とかこれを返してやつてくれというところを、大会を開いて決議し、要路に運動をいたしましたところが、海上保安庁は無線電信を向うに打ちまして、向うはこれを受けて、そして洋上において一定のところで渡してやつた事実がある。これは政府が国交が回復しておらないから交渉はいやだと言いがら、現に

やつておる事実として私どもは認めざるを得ない。こういう方法でもよろしい。いづれにしても、この問題に対して、政府は進んでこういう交渉をするという意思があるかどうかということをお尋ねしたのであります。次に、これらのことをやればできることであるし、全住民の要望であるにもかかわらず、政府がサボつておるといふ事実の裏には、一体どういふ原因が潜んでおるのか。アメリカか或いは連合国がこれに対して何か干渉しておる事実があるのかどうか、この点について私はお伺いしたい。若しも干渉しておる事実があるとするならば、国民の大多数の要望であるこの問題に対しては、我々が改めて決意をしなければならぬと思つてあります。

次に、我が国の水産は御承知の通り八方塞がり、朝鮮海域においては、経済上の理由から李承晩ラインから締め出されておる。ほかのほうも説明を要しない。又只今の方面は、経済の問題ではなく、国防の上からこれをシャットアウトしていることはもう事実である。四面楚歌、今又僅かなあつたところ、キベニによつて殆んど壊滅の状態にある。このような状態の下において日本の水産行政というものは遂行できるかどうか。そして政府は、特に外務当局は水産行政に関して如何なる

外交方針を持つておるかということをお伺いしたのであります。たくさん私は国交調整に対する質問があります。御案内の通り、私は病氣以来余り口もよくもとらないようなわけで、長くかかる。時間が制約されておるから、私はここでは外交だけのことを今お尋ねするのであります。今や日本は、MSAの受諾によつて軍事方面に非常に急速に発展しておるのだが、日ソの漁業協定、日ソの貿易等の問題は、我が国のこの危機を救うた一つの問題であります。もはやドルはございませう。ソヴィエトとの交易においてはドルは要りません。粘結炭は樺太の、指呼のうちにあります。沿海州の木材は私が説明するまでもない。日本の木材は年々生長する量を遙かに倍以上を凌いで伐採しておられます。三十年間に皆坊主山になると言われておる。このときに當つて、沿海州の木材は、人類のために生えておると我々は考へておる。(拍手)石炭において然り、木材において然り、重油において然り、あらゆるものが対岸にある。そしてソヴィエトは、これらを交易したくて手を差伸ばしておるではないか。現に我が国の現状では、造船の懸案、リベットの等の問題が起きておる原因は、造船能力の過剰にやると言われておるでしよう。現に六十万トンの能力を持つておる。ところが僅かに三十万トンより造つておらな

い。本年は又二十万トンに減るであろう。然るにソヴィエトでは、今現に日立だけでも二十四、五億円の注文を仮契約しておるではないか。函館船渠も、又これをやろうとして一生懸命にかかつておるし、又向島造船において、現に向うの修理をし船を造つておるではないか。このような実情にあつても、向うがもつと注文したくても、向うが旅行したくても政府はこれを抑えておる。向うの通商副総裁というか、あなたたちのような責任ある人が来ておつても、日本内地の旅行さえ禁じておるではないか。そればかりではな

い。起重機であらうと或いは紡糸機であらうと、ソヴィエトの欲しておるものは、多々益々である。そして価格のは安い。我が国はこの現実を無視して、そして自由諸国を神様のごとく崇め奉つておる間に、沿岸の漁民が飢えて行く。労働者は職がなく街頭に放り出されるであらう。今こそMSAを契機として、政府は敢然として政策の転換を行わなければならない時期である。(拍手)副総理は、何で保守合同に血道を上げ、国民の死活の問題をよそに、更に政権維持のために汲々としてゐるではないか。この重大な時期に、何で国民の要望に耳をかさないのか。私はあえて副総理にこの点に対して強く質問するものである。速かに日ソの国交調整に対して奮然と立ち、我が国の平和、自主経済の樹立のために

聞う決意があるかないかを尋ねるものであります。まだ「お尋ねしたいけれども、時間がありませんのでこれだけでやめますが、くれぐれも感情に走ることなく、国民のために国家百年のために誠意ある御答弁を期待いたします。(拍手)」

「内務大臣緒方竹虎君登壇、拍手」

○國務大臣(緒方竹虎君) 答へいたします。

日ソの国交の調整は、政府として希望しておるところでありまして、ソ連が、サンフランシスコの平和条約を認める態度に出れば、我が方いたしましては、いつでも国交調整、国交の回復に際することに少しも異存はないのであります。この点につきまして何か日本の態度について、アメリカから干渉があつて、或いは圧迫があつて、日本の外交上の自由を拘束しておるのではないかというような意味のお尋ねがありました。そういうことは私の承知している範囲におきましては、絶対にございませぬ。先ほど御指摘になりましたらう、北海道方面におきまして、ソ連との間に不幸な事件が起つておる。これはいわゆる国交の回復ができませんでも、可能な限りにおきまして、具体的な問題につきましては、あらゆる方法をとりまして解決するよう努力いたしております。今後十分その方面に努力するつもりでございます。

す。今までも或いは邦人の引揚問題であるとか、或いは貿易の問題につきましましては、具体的事実が起りました場合には、できるだけ努力をしておるつもりでございます。御了承願います。(拍手)

〔国務大臣保利茂君登壇、拍手〕

○国務大臣(保利茂君) 我が国の終戦後の水産状況は、お話のように非常に困難な制約をされた中におりましたけれども、講和発効後、太平洋の漁業自由が確保せられ、一面又、従来我が国の漁場としては、未開荒に置かれておりましたと申して差支えなからうかと思ひますが、北洋漁業におきましては、さき、まず、或いは捕鯨等において見るべき発展を示しておることは、御承知の通りであるわけでありまして、更に又南氷洋の捕鯨にいたしましては、太平洋のかつを、まぐろにいたしましては、相当の躍進の跡を示して、今後の発展は決して悲観を要しないものとは存じますが、同時に東支那海、或いは朝鮮海域、或いはお話の沿海州、千島方面の、我が国にとりまして極めて重要な漁業地帯が今日の状態にありますことは、何といたしまして日本の漁業にとりましては大きな打撃であります。北海道に近い沿海州方面において本日までソ連に拿捕せられておりますのは、お話の最近の根室沖及び海馬島沖の八艘を加えまして五十四隻に上っております。未帰還人員九十五人を数えております

が、実際の状況は、いわゆるソ連の平和攻勢と言われるような時期になりましてからの扱ひ方は、いわゆるスパイ嫌疑でない領海侵犯だというようなものに対しては、極めて寛大な帰還措置を講じておられます。従いまして今日の状況は、この地帯においてその領海侵犯という疑いをかけられるようなことさえなければ、先ず沿岸漁民としても非常な安全性は高められておるわけでございます。只今いづれにいたしまして、副総理もお話のように、根本はやはり両国間の国交調整が行われなければならない、なか／＼私どもの希望するような事態に立至らない。そういうわけで、両国の国交調整は私どももこれは望むところでございます。(拍手)

〔政府委員小龍彬君登壇、拍手〕

○政府委員(小龍彬君) 只今木下さんの御質問のうち、外務省に対する関係は、水産業に関する外交政策はどうかということであつたと存じます。

この水産に關しまする外交政策については、平和条約の第九条にも書いてありますように、日本といたしましては、公海における水産資源の保護及び開発について連合国その他の各国と協力するといふ建前をとつておるのであります。これまでもカナダ、アメリカ、或いは韓国、薩州といふような諸国と交渉して参りましたが、不幸にして韓国との関係は、日本の公正なる

主張が認められないで、デッド・ロックの状態でありまして、薩州との関係においても、友好的な話し合いをして参りましたけれども、主張が非常に相違いたしておりますので、薩州については国際司法裁判所に訴えるという措置をとらうとしておるのであります。それから、あらゆる方法によつて、直接交渉により、或いは国際輿論に訴へ、或いは司法的解決という措置をとりまして、日本にとつて最も重要な産業である水産業の発展保護のためには万全を尽したい考えであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月十八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、両国の間の国際郵便為替の交換の業務を改善することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条

為替金額は、双方ともアメリカ合衆国通貨をもつて表示する。日本国郵政省は、すべての為替金額を、場合に応じ、日本国又はアメリカ合衆国のいずれかの通貨の適正な相当額に換算することとする。すなわち、アメリカ合衆国にあっては振り出す郵便為替に對して日本国郵政省が受け入れる金額は、日本国における現行為替相場に基いて日本国郵政省が定める換算割合により、振出の時にアメリカ合衆国通貨に換算し、同様に、日本国で払い渡すためアメリカ合衆国で振り出す郵便為替の金額は、日本国郵政省が為替目録の到着の日日本国における現行為替相場に基いて定める換算割合により、日本国郵政省が日本国通貨に換算するものとする。

日本国郵政省は、事情により換算割合を変更したときは、その都度その換算割合をアメリカ合衆国郵政省に通告する。

第二条

いずれか一方の国から他方の国に於て振り出すことができる郵便為替の一口の最高額は、アメリカ合衆国通貨百ドルとする。

第三条

郵便為替には、一セント未満の端数金額を付けることができない。

第四条

郵便為替の為替金は、それぞれの国の法定通貨をもつて、差出人により払い込まれ、受取人に払い渡されるものとする。

第五条

日本国郵政省及びアメリカ合衆国郵政省は、それぞれその振り出す郵便為替に課する料金の表又は手数料の割合を随時定める権能を有する。この料金又は手数料は、振出郵政庁

に附属する。各郵政庁は、郵便為替の振出料金の表を他方の郵政庁に通知する。

第六条

郵便為替は、請求人が差出人と受取人との姓の全体及び少くとも一の洗礼名のかしら字（日本人の場合には、これに相当する姓と名）又は差出人若しくは受取人として指定された組合若しくは会社の名称並びに差出人及び受取人の住所を申し出なければ、振り出されない。

もつとも、郵便為替の請求人が差出人又は受取人の氏名を一層詳しく申し出たときは、その申出事項を受理し、これに従つて為替目録を作成する。

第七条

両郵政庁間の郵便為替業務の取扱は、すべて交換局を経て行ふ。交換局は、日本国においては東京とし、アメリカ合衆国においてはカリフォルニア州サン・フランシスコ及びワシントン州シアトルとする。但し、ハワイ、グアム及びサモア諸島のツツイラ島バゴ・バゴから振り出す為替については、ハワイのホノルルを交換局とする。

第八条

アメリカ合衆国で振り出し、日本国で払い渡すすべての郵便為替の細目は、サン・フランシスコ、シアトル又はホノルルの交換局において、附属書のひな形Aと同様の目録に記載し、その目録には、各為替の金額をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する。この為替目録は、サン・フランシスコ、シアトル又はホノルルの

日附印を押した後、日本国の交換局に送付し、この交換局において、これに日附印を押し、且つ、払渡を行うために必要な手続をする。

同様に、アメリカ合衆国本土で払い渡すため日本国で振り出す郵便為替の細目は、ひな形Bと同様の目録に記載し、その目録には、各為替の金額を両国の通貨をもつて表示する。この為替目録は、東京の交換局の日附印を押した後、サン・フランシスコ又はホノルルの交換局に送付し、この交換局において、これに日附印を押し、且つ、払渡を行うために必要な手続をする。ハワイ、グアム及びサモア諸島のツツイラ島バゴ・バゴで払い渡すため日本国で振り出す為替についても、同様に取り扱い、その目録は、ホノルルに送付する。

各目録及び送付する目録に記載した為替には、送付の順に1、2、3、4等のように連続して番号を付け、その番号は、毎年七月一日に第一号から始める。各目録の受領は、双方が、その後最初に相手方に送付する目録によつて通知する。

第九条

発送局の目録が受入交換局に到着したときは、その交換局は、目録に記載された為替金額に対し、直ちに受取人あての国内の郵便為替証書を作成し、為替の払渡に関するそれぞれの国の現行の規則に従い、無料郵便によつてこれを名あて人又は名あて局に送付する。

目録中に受入局で訂正することができない事故又は不十分な記載事項

があるときは、その局は、発送局の説明を求め、発送局は、できる限りすみやかに回答する。その回答があるまでは、目録に誤のある為替の払渡のための国内の郵便為替証書の発行は、停止する。

第十条

それぞれの国から他方の国にあてて振り出す為替は、その払渡に關しては、内国の為替の払渡に適用がある名あての規則に従ふ。

いづれの国において払い渡した郵便為替証書も、すべて払渡国において保存することとする。

第十一条

受取人若しくは差出人の氏名の誤記を訂正し、又は為替金を差出人に払い戻すことを希望するときは、差出人が、振出国の郵政庁にその請求をしなければならぬ。

再交付の為替証書は、原為替の名あての郵政庁によつて、且つ、その国で制定されているか又は制定されることのある規則に従つてのみ、発行される。

第十二条

為替金は、払渡国でその為替が払い渡されておらず、且つ、払い渡されることのないことが払渡国の郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に払い戻されぬ。

第十三条

振出の月の末日から十二箇月以内に払渡が行われなかつた為替は、効力を失ひ、受け入れた為替金は、振出国に帰属し、且つ、その処分の下におかれる。

したがつて、日本郵政省は、アメリカ合衆国から受け入れた目録に

記載されている郵便為替であつて、前記の期間内に払い渡されないものを四半期計算書にアメリカ合衆国の貸方として記入する。アメリカ合衆国から振り出された為替であつて、効力を失つたものについては、その為替金を差出人に払い戻すために必要な指示が振出郵便局長に与えられるようにするため、アメリカ合衆国郵政省に対し、別に作成する目録を送付する。

他方において、アメリカ合衆国郵政省は、日本郵政省から送付を受けた目録に記載されている為替であつて、本条により効力を失つたものの明細書を、四半期計算書への記入のため、毎四半期の終りに日本郵政省に送付する。

第十四条

日本郵政省は、毎四半期の終りに、当該四半期中にそれぞれの国で振り出した為替の細目を記載した各目録の合計額及びその為替の交換から生ずる差額を詳細に示す計算書を作成する。

日本郵政省は、四半期計算書の作成に當り、アメリカ合衆国で振り出した、日本国で払い渡す為替の総金額の四分の一の手数料を日本国の貸方として記入し、アメリカ合衆国で払い渡すため日本国で振り出す為替の総金額の四分の一をアメリカ合衆国の貸方として記入する。

この計算書は、その二通をワシントンにアメリカ合衆国郵政省に送付し、差額は、日本郵政省の借方である場合には、適當な証明をした上、計算書を送付する時に、アメリカ合

衆国郵政長官にあててアメリカ合衆国通貨をもつて振り出す公用の送金証書により支払ふ。その差額が日本郵政庁の貸方である場合には、その差額は、承認の上、日本東京の郵政省にあてて振り出すアメリカ合衆国郵政長官の小切手により支払ふ。

この四半期計算書には、附属書のひな形C、D及びEに正確に適合する式紙を使用する。

第十五条

計算書の決済前に、両郵政庁のいづれか一方が、他方の郵政庁に対し、五万ドルをこえる借越差額があると認めるときは、借方郵政庁は、直ちにその差額の概算額を他方の郵政庁に対して送付する。

第十六条

いづれの国の郵政庁も、これまでに定めるところに反しない限り、詐欺の危険を防止するため、又は一般に業務の改善を図るため、追加の規則を採用することを認められる。但し、この追加の規則は、他方の国の郵政庁に通知しなければならぬ。

第十七条

郵便為替が投機のため、又は業務に有害なその他の目的のために利用されていると認められるときは、いづれの郵政庁も、料金を引き上げ、及び（又は）郵便為替の振出を一時全く停止する権能を有する。

この約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、この約定は、両締約国により合意される日に効力を生ずる。

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号 日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

目録番号第.....号

交換局印

で、19...年...月...日

国際為替番号第.....号から第.....号までの為替金額米貨
に於ける.....年...月...日付費目録第.....号を受領いたしま
したが、下記の事項を除く外、正当なものと認めました。

別記の目録は、目録第.....号の発送後受け付けたすべての郵便
為替を表示するものであります。

この目録の受領を御通知願います。

目録第.....号
シート第.....号

B

日本国で振り出し、アメリカ合衆国で払い渡す郵便為替の目録

交換局印

国際為替番号	原為替番号	原為替の日付	原為替の振出局	差出人氏名	受取人氏名	受取人住所	合衆国通貨による金額	日本国通貨による金額	内国為替証券番号	払渡局	備考

C

19...年第...四半期

上記の四半期中に振出国に対して差出人への払いもどしを承認した郵便為替の目録

日本国で振り出した為替					合衆国で振り出した為替				
目録番号	目録日付	国際為替番号	為替金額		目録番号	目録日付	国際為替番号	為替金額	
			ドル	セント				ドル	セント
		合 計					合 計		

D

払渡不能のため振出局に返付すべき郵便為替

日本国で振り出した為替					合衆国で振り出した為替				
目録番号	目録日付	国際為替番号	為替金額		目録番号	目録日付	国際為替番号	為替金額	
			ドル	セント				ドル	セント
		合 計					合 計		

「審査報告書は都合により附録に掲載」

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「中小企業等協同組合の下に(「塩業組合」であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえないものを含む。)」を加え、

「及び森林組合連合会」を「、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会」に改める。

第五条中「百三十億円」を「百五十五億円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第五条の改正に伴い政府の一般

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号 農産物検査法の一部を改正する法律案

会計から出資すべき金額は、昭和二十九年年度において出資するものとする。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ハ五」を「第二号ノ六」に改める。

「中川以良君登壇、拍手」

○中川以良君 只今議題となりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果について御報告を申し上げます。

御承知の通り中小企業金融公庫法は、特に中小企業者の事業振興に必要な設備資金と長期運転資金を供給する目的で昨年八月に制定され、同年九月より中小企業金融公庫が営業を開始いたしましたのであります。その後同公庫は機構を整備し、代理店網を拡張いたしました。また、業務開始当時の代理店数、百六十九は現在では四百六となつております。又その貸付状況は、本年一月末現在で代理店より公庫への貸出申出があつたものは三千九百三十八件、八十五億円であり、うち公庫ですでに貸付を決定したものは三千百九十件、七十一億七千万円でありました。併しながら、今後の経済趨勢よりいたしまして、中小企業者の金融難は容易に解消できぬ見通しであり、従つて公庫の資金に対する需要も増大するものと予想

されます。よつて昭和二十九年年度公庫予算に計上してある資金運用部より借入金百五億円のほか、現行法に所要の改正を加へまして公庫の資本金を増加し、且つ公庫の融資対象の範囲を拡張する等の措置を必要とするに至り、ここに本改正法案の提出を見た次第であります。

次に、その要点を申し上げますと、

第一に、昭和二十八年年度における政府の一般会計からの出資金百三十億円に、新たに昭和二十九年年度における出資金二十五億円を追加いたし、結局一般会計からの出資金を百五十五億円に改めることとあります。第二は、中小企業者の定義を改正しまして、新たに塩業組合と消費生活協同組合及び同連合会を加へることとあります。第三に、登録税法の一部を改正して、公庫にかかる登録税に対しては非課税とするよう改めることとあります。

当委員会におきましては、別に提案されました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案と一括して慎重に審議して参りました。中小企業金融対策の検討を中心に質疑応答が行われたのでございしますが、その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいのであります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、海野、西川、豊田、武蔵各委員より、それら所属の会派を代表されまして、本公庫の資金が不十分なる故

に、政府はこれが増強に努力すべきことを希望し、豊田委員は更に資金配分の枠が分散的なるが故に、これを重点的に利用できるように運用に弾力性を考慮して欲しいとの希望意見を付しました。各委員ともいづれも本法案に賛成する旨の意見が述べられました。かくて討論を終り、採決をいたしましたところ、全会一致を以て、本法律案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三、農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。農林委員長片桐胤吉君。

「審査報告書は都合により附録に掲載」

農産物検査法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律

農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、省令の定めるところにより、農産物検査印紙をもつてしなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(農産物検査印紙の売さばき人)

第十一条の二 農林大臣は、農産物検査印紙を売さばきの必要となる資力及び信用を有する者のうちから農産物検査印紙の売さばき人を選定し、農産物検査印紙の売さばきの業務を委託することができ

る。

2 農産物検査印紙の売さばき人は、その業務を行うため、農林大臣の定める場所に、農産物検査印紙売さばき所を設けなければならない。

五三三

3 農林大臣は、農産物検査印紙の充たばき人に対し、第一項の規定により委託した農産物検査印紙の充たばき業務の取扱につき、省令の定めるところにより、充たばき手数料を支払う。

4 農産物検査印紙の充たばき人の選定に關し必要な事項は、省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項但書中「保険料を納付するときは、」を「保険料を納付するときは及び農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十一條第一項の規定により手数料を納付するときは、」に、同条第二項中「及び日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙を、」日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙及び農産物検査法第十一條第三項に規定する農産物検査印紙に改める。

第三条第一項中「指定する郵便局において、」の下に「農産物検査

印紙は、食糧事務所又は農産物検査印紙充たばき所において、」を加え、同条第二項中「郵政大臣が、」の下に「農産物検査印紙の充たばきの管理及び手続に關する事項は、農林大臣が、」を加える。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十九号の次に次の一号を加える。

第四十九号の二 農産物検査印紙を製造し、発行し、及び充りさばくこと。

第四十六條中「第四十九号」を「第四十九号の二」に改める。

第四十八條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 農産物検査印紙の製造、発行及び充たばきに關すること。

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕

○片柳眞吉君 只今議題になりました農産物検査法の一部を改正する法律案の農林委員会におきます審査の経過及び結果を御報告いたします。

「現行の農産物検査法においては、政府に充渡す米穀等一部のものを除きましては所定の検査手数料を徴収することになつており、その手数料は収入印紙を検査請求書に貼付して納付するこ

とになつておるのでありますが、既往の事実を鑑みると、この方法は受検者に対して不便が多く、検査手数料の収入を確保するためにも制度的に欠陥があることが認められ、なお現在のやり方においては、検査済品に対する封緘措置等について何らの規定がないので、検査済品に対する不正行為或は空包装の不正使用が行われる虞れがあるとし、これらの是正且つ防止を期して本改正法律案が提出されたのであります。これが内容の骨子を申し上げますと、第一に、農産物検査手数料の納付は、新たに農林大臣が発行する特定の農産物検査印紙を以てするものと

とし、第二に、農林大臣は農産物検査印紙の充割人を選定してその充割きの業務を委託し、充割人に対しては所定の充割手数料を支払ふこととし、第三は、右実施のため印紙を以てする歳入金納付に關する法律及び農林省設置法に対しても必要な改正を加える等であります。

て、特に包装込み十七貫以上の米穀又は「かます」では運搬、貯蔵等の作業上支障があるので、これを引下げける意思はないか」との意見が強く表明されたのであります。これに対し政府当局から「現在これを引下げける意向はないが、今後十分研究して見たい」との答弁がありました。その他詳細は、會議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第四、食糧管理特別会計の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長(河井彌八君)の報告を求めます。大蔵委員理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「貯蔵又ハ検査」を「貯蔵並ニ農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)ノ規定ニ依ル農産物ノ検査」に改める。

第四条ノ二中「二千四百億円」を「二千六億円」に改める。

第六条第一項中「食糧及農産物等ノ売渡代金、の下に農産物検査法ニ規定スル農産物検査印紙(以下農産物検査印紙ト謂フ)ノ売渡収入」を加え、「検査(農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ヲ含ム)及運搬ニ関スル諸費、」を「及運搬並ニ農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ニ関スル諸費、農産物検査印紙ノ売捌手数料、」に改め、同条第二項中「及農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費」を削る。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 只今議題となりました

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の改正は、次の二点であります。第一点は、食糧管理特別会計法第四ノ二の規定により、食糧管理特別会計の負担に属する食糧証券、借入金及び一時借入金の総額は最高二千四百億円となつておるのであります。

が、昭和二十八年産米については、生産者価格が引上げられたこと、昭和二十九年産米においては米穀の買入数量の増加が予想されることからして、この特別会計の運営に支障なからしめるため、この限度額を二百億円引上げ、最高限度額を二千六億円としようとするのであります。第二点は、只今可決せられました農産物検査法の一部を改正する法律案により、従来農産物検査手数料は収入印紙で納付していたものが、農産物検査印紙を以て納付することになりますので、食糧管理特別会計の歳入歳出の規定に所要の改正を加へようとするのであります。

粉等の食糧品工業に対する日本開発銀行の融資等について熱心なる質疑応答が交されたのであります。詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入り、またと

ころ、野澤委員より「政府は食糧増産及び輸入食糧の確保に更に一段の努力をし、食糧行政に遺憾なきを期することであり、又農林関係の産業界が日本開発銀行の融資の面で冷遇されな

いように努力することであり、これらの点を必ず実現せしめられたい」との希望を付して賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第五、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

の承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長左藤義詮君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、別冊日本放送協会昭和二十九年年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和二十九年年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和二十九年年度収支予算

収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては六七円(三箇月につき二〇〇円)、テレビジョンにおいては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て各項間において、彼此流用することができ。但し、給手については、他の項と彼此流用することができない。

2 前項本文の規定にかかわらずラジオとテレビジョンとの間においては、彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の場合に限り、予算の残額を翌年度に繰り越して使用することができ。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第一条 昭和二十九年年度収支予算の

予算総則

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

予算、事業計画及び資金計画

昭和二十九年三月三十日 参議院会録第二十五号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経て借入金金の返還、減価償却費の補てん又は設備の改善に充てることができる。但し、収入の増加が業務量の増加に伴う場合は、その増加額は業務量の増加に関係ある各項に充てて使用することができる。

2 前項本文に定めるもののほか、職員の前率向上による企業経営の改善によつて収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経てその一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て借入金金の返還又は設備の改善に充てることができる。但し、収支欠損金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支欠損金に計上し、本予算

中事業収支を差し繰り補てんしなければならない。

第九条 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加したときは、その増加額はそれぞれ国際放送並びに選挙放送に係る各項に充てて使用することができる。

ことができる。

第十一条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があつたときは、その金額は関係ある各項に充てて使用することができる。

第十二条 駐留軍の放送業務に対する契約金の収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は業務に係る各項に充てて使用することができる。

昭和二十九年年度収支予算書

款	項	予算額(単位千円)
前期繰越収支剰余金 (ラジオ) (テレビジョン)		〇 〇 〇 〇 〇 〇
収 入		一一、二四五、五〇二 一〇、〇二二、五〇二
資 本 収 入		六二〇、〇〇〇
放 送 債 券		〇 〇
長期借入金		〇 〇
売却固定資産代金		七、〇〇〇
減価償却引当金		五四三、〇〇〇
放送債券償還積立金		七〇、〇〇〇
受 信 料		九、四〇二、五〇二
交 付 金 収 入		九、二六七、〇〇〇
雑 収 入		五五、一三五
放送債券		八〇、三六七
長期借入金		一、二二三、〇〇〇
資本収入		一、〇六七、〇〇〇
(テレビジョン)		四〇〇、〇〇〇
資 本 収 入		五七〇、〇〇〇

事業収入	資本支出	事業支出	予備金	事業支出
売却固定資産代金	建設費	建設費	建設費	建設費
減価償却引当金	投資有価証券	投資有価証券	投資有価証券	投資有価証券
放送債券償還積立金	放送債券償還積立金	放送債券償還積立金	放送債券償還積立金	放送債券償還積立金
受 信 料	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入
一五六、〇〇〇	一、二四五、五〇二	一、二四五、五〇二	一、二四五、五〇二	一、二四五、五〇二
一五五、三七〇	一〇、〇二二、五〇二	一〇、〇二二、五〇二	一〇、〇二二、五〇二	一〇、〇二二、五〇二
六三〇	一、〇六七、〇〇〇	一、〇六七、〇〇〇	一、〇六七、〇〇〇	一、〇六七、〇〇〇
〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
〇	二〇〇、六〇〇	二〇〇、六〇〇	二〇〇、六〇〇	二〇〇、六〇〇
〇	二五七、〇〇〇	二五七、〇〇〇	二五七、〇〇〇	二五七、〇〇〇
〇	八、七六四、九〇二	八、七六四、九〇二	八、七六四、九〇二	八、七六四、九〇二
〇	二、七八一、二一三	二、七八一、二一三	二、七八一、二一三	二、七八一、二一三
〇	三、一四一、一四一	三、一四一、一四一	三、一四一、一四一	三、一四一、一四一
〇	七、七〇、二九六	七、七〇、二九六	七、七〇、二九六	七、七〇、二九六
〇	一、〇五〇、二九二	一、〇五〇、二九二	一、〇五〇、二九二	一、〇五〇、二九二
〇	六、七五九、九一九	六、七五九、九一九	六、七五九、九一九	六、七五九、九一九
〇	一五〇、〇〇九	一五〇、〇〇九	一五〇、〇〇九	一五〇、〇〇九
〇	五四三、〇〇〇	五四三、〇〇〇	五四三、〇〇〇	五四三、〇〇〇
〇	二六、一二七	二六、一二七	二六、一二七	二六、一二七
〇	一、二二三、〇〇〇	一、二二三、〇〇〇	一、二二三、〇〇〇	一、二二三、〇〇〇
〇	四九七、〇〇〇	四九七、〇〇〇	四九七、〇〇〇	四九七、〇〇〇
〇	一五七、〇〇〇	一五七、〇〇〇	一五七、〇〇〇	一五七、〇〇〇
〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
〇	七〇六、〇〇〇	七〇六、〇〇〇	七〇六、〇〇〇	七〇六、〇〇〇
〇	八、一七二、六	八、一七二、六	八、一七二、六	八、一七二、六
〇	三六四、五四〇	三六四、五四〇	三六四、五四〇	三六四、五四〇
〇	二〇、六一七	二〇、六一七	二〇、六一七	二〇、六一七
〇	二、一一七	二、一一七	二、一一七	二、一一七
〇	九七、〇〇〇	九七、〇〇〇	九七、〇〇〇	九七、〇〇〇
〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇

予 備 金
後期繰越収支剰余金
(ラ ジ オ)
(テレビジョン)

二〇、〇〇〇
〇 〇 〇

昭和二十九年事業計画

計画概説

昭和二十九年における日本放送協会の事業運営については、公共放送の使命達成を期するため

1 ラジオについては、地域別放送の充実及び相設業務の充実に

よるサービスの向上に重点を置くとともに、諸経費の節減に留意して、業務の合理的運営につとめる。

放送番組の編集については、特に教育及び産業放送、地域的、社会生活に直結する放送、並びに文化の向上を目的とする高度の芸術的及び教養的放送の充実を図る。

2 テレビジョンについては、東京、大阪及び名古屋の施設及び放送番組の充実を図るとともに、広島、福岡及び仙台の建設を行う。

放送番組の編集については、その社会的影響に留意し、教育、報道及び健全明朗な娯楽放送に重点を置く。

3 技術研究については、放送技術の基礎的並びに実用的研究を積極的に行い、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究につとめ、わが国技術水準の向上に資する。

放送文化研究については、世論調査並びに放送番組の研究を積極的に行い、放送文化の進歩発達を図る。

4 国際放送については、広くわが国の国情を紹介して、諸外国の理解を深めるとともに、文化の交流を図つて国際親善に寄与するため送信方向一二方向をもつて内容の充実につとめる。

二 建設計画 (ラジオ)

昭和二十九年における建設計画は、老朽設備の改良及び取替並びに技術研究施設等の整備を行うこととし、総額五億五、〇〇〇万円をもつて施行する。

1 放送施設の改善
放送装置、音声調整装置、空

中線装置、録音中継機器及び演奏所等の改善整備に二億七、四七〇万円である。

2 技術研究施設の整備

無線電子管、音響及びテレビジョン等の研究用施設並びに超短波中継試験及び各種調査試験用施設の整備に七、〇〇〇万円である。

3 局舎及び一般施設の改善

老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に一億五、六五〇万円である。

4 建設要員

建設工事に従事するものの定員を一三二人とし、これに要する給与その他の経費四、八八〇万円である。

(テレビジョン)

昭和二十九年における建設計画は、東京、大阪及び名古屋の整備改善、広島、福岡及び仙台の建設並びに今後の放送局建設のための調査を行うこととし、総額一億五、七〇〇万円をもつて施行する。

1 放送施設の改善
東京、大阪及び名古屋の放送

施設の整備改善に一億三四〇万円である。

2 放送施設の建設

広島、福岡及び仙台の建設に四、一五〇万円である。

3 建設調査

今後の放送局建設のための調査その他に一〇〇万円である。

4 建設要員

建設工事に従事するものの定員を三〇人とし、これに要する給与その他の経費一、一〇〇万円である。

三 事業運営計画 (ラジオ)

1 要員及び給与

定員としては、国内放送要員八、三三九人、国際放送要員五五人、駐留軍放送要員一八人、総員八、三二二人であり、これに対する給与の総額は二七億八、二二万三千円である。

2 国内放送

イ 放送関係

(1) 放送番組については、放送時間の増加及び内容の充実により、前年度一三億四、一〇〇万円に対し九億三、九三三万七千円の増額とな

り、総額二二億八、〇三三万七千円である。即ち、番組の編成に四億七、一三三万四千円、番組の実施に一五億一、九万一千円、番組の資料整備に二億七、三八一万四千円及び番組の調査研究その他に一億四、五万九千円である。

(2) 放送施設の保守運用については、一般補修資材の値上りその他により、前年度二億九、二六万九千円に対し四、六七六万二千円の増額となり、総額三億三、九四五万三千円である。

(3) 通信施設関係については、専用料金の値上り等により、前年度三億四、四五八万九千円に対し、一億六、五三万一千円の増額となり、総額五億九、九〇万四千円である。

以上により、放送費総額は前年度一億七、八二八万円に対し一億五、一三二万円の増額となり、三億二、九五九万四千円である。

業務関係
業務関係については、故障

受信機の修理相殺、雑音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに受信料の確実な収納を図る。このため前年度四億四、九百九十九万六千円に対し三億二、〇三九万円の増額となり、総額七億七、〇二九万六千円である。即ち、普及及び受信改善関係は一億九、四〇一万八千円、契約及び収納関係に五億七、六二七万八千円である。

ハ 管理関係

管理関係については、業務の合理化により極力経費の節減につとめるが、電話料金、一般資材その他の値上り及び社会保険料の増額等により、前年度七億七、〇九〇万円の対し二億六、五八六万九千円の増額となり、総額一〇億三、六七六万九千円である。即ち、一般管理経費に二億四、八八六万四千円、舎屋の維持管理に一億九、二七三万七千円、職員の厚生保健に三億一、五一万四千円及び退職手当その他に二億八、〇〇六万二千円である。

ニ 技術研究関係

技術研究関係については、受信機及び受信機の改善並び

に無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各種技術調査のため前年度八、六〇九万七千円に対し六、三九九万四千円を増額し、総額一億五、〇〇九万一千円である。

ホ 減価償却費

減価償却費については、過年度における償却不足分に対する特別償却及び資産再評価法の適用による資産の再評価の実施等により、前年度二億八、五二九万一千円に対し二億四、七七〇万九千円の増額となり、総額五億三、三三〇万四千円である。

ヘ 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額二億六、一二七万四千円である。

3 国際放送

国際放送については、従来の送信方向一〇方向、送信時間一日一〇時間を、一二方向一二二時間とするともに、使用語については極力相当国語を採用することとし、前年度六、〇一一万二千円に対し九、〇三万四千円の増額となり、六、九一四万六千円である。

4 選挙放送

選挙放送については、衆議院議員その他の補欠選挙放送経費として一億六千円である。

議員その他の補欠選挙放送経費として一億六千円である。

5 駐留軍関係放送

駐留軍関係放送業務の経費は三、三四二万一千円である。

6 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため二億五、〇〇〇万円を見込む。

(テレビジョン)

イ 要員及び給与

定員としては、前年度一八八人に対し放送時間の増加により、現業要員五九人を増員し、総員二四七人であり、これに対する給与の総額は八、一七二万六千円である。

ロ 放送関係

(1) 放送番組については、放送時間を一日六時間七、前年度一億四、二六四万五千円に対し一億一、三〇九万五千円の増額となり、総額二億五、五七四万四千円である。即ち、番組の編成に五、六二九万八千円、番組の実施に九、六五二万一千円、番組の資材整備に四、八九〇万五千円及び番組用映画の製作その他に五、四〇一万六千円である。

(2) 技術関係については、放送時間の増加、補修資材そ

の他の値上りにより、前年度三、七八八万四千円に対し二、四九二万円の増額となり、総額六、二八〇万四千円である。

(3) 通信施設関係については

は、専用料金の値上り等により、前年度六、〇二万四千円に対し三、九九七万六千円の増額となり、総額四、六〇〇万四千円である。

以上により、放送費総額は前年度一億八、六五四万九千円に対し一億七、七九万一千円の増額となり、三億六、四五四万四千円である。

ハ 業務関係

業務関係については、極力受信者の維持増加につとめるとともに受信料の確実な収納を図る。このため前年度六二、一八八千円に対し一、四三九万九千円の増額となり、総額二、〇六二万七千円である。即ち、普及及び受信改善関係に一、〇五二万六千円、契約及び収納関係に一、〇〇九万一千円である。

ニ 管理関係

管理関係については、業務の合理化により極力経費の節減につとめるが、電話料金、

一般資材その他の値上り、定員の増加及び社会保険料の増額等により、前年度一、〇四五万四千円に対し一、〇六六万三千円の増額となり、総額二、一一二万七千円である。即ち、一般管理経費に四九六万九千円、舎屋の維持管理に三六五万四千円、職員の厚生保健に八七万一千円及び退職手当その他に三二万三千円である。

ホ 減価償却費

減価償却費については、過年度における償却不足分に対する特別償却及び資産再評価法の適用による資産の再評価の実施等により、前年度二、三〇〇万四千円に対し七、四〇〇万円の増額となり、総額九、七〇〇万四千円である。

ヘ 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額一億二、一〇〇万四千円である。

ト 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため二、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者数

(ラジオ)

1 有料契約者見込数

区 分	昭和二十九年	昭和二十八年	増 減
年度初頭契約者数	11,100,000	10,800,000	300,000
年度内新規契約者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内廃止契約者数	203,000	203,000	0
年度内増加契約者数	897,000	897,000	0

2 受信料免除者見込数

区 分	昭和二十九年	昭和二十八年	増 減
年度初頭免除者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内新規免除者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内廃止免除者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内増加免除者数	1,100,000	1,100,000	0

(テレビジョン)

1 有料契約者見込数

区 分	昭和二十九年	昭和二十八年	増 減
年度初頭契約者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内新規契約者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内廃止契約者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内増加契約者数	1,100,000	1,100,000	0

2 受信料免除者見込数

区 分	昭和二十九年	昭和二十八年	増 減
年度初頭免除者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内新規免除者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内廃止免除者数	1,100,000	1,100,000	0
年度内増加免除者数	1,100,000	1,100,000	0

昭和二十九年資金計画

概要

1 本資金計画は、昭和二十九年

度収支予算並びに事業計画に基き、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数一、二二〇万人、年度内新規契約者数一、三〇〇万人、廃止契約者数七〇万人、受信料月額六十七円(三箇月につき二二〇円)をもつて算定した受信料収入予算九二億六、七〇〇万円から、その中の収納不能による欠損見込額三、一五〇万円を控除した受信料収納額九二億三、五五〇万円、国際放送関係交付金五、五〇〇万円、選挙放送関係交付金一、三三〇万円、駐留軍関係放送役務収入、受入利息、巡回相談等の雑収入八、〇三六万七千円、固定資産売却代金七、〇〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額七、〇〇〇万円、その他の収入五、二〇〇万円をあわせて九五億二、二〇〇万円とした。

テレビジョン関係については、年度初頭受信契約者数一、四七〇万人、年度内新規契約者数七、〇〇〇人、廃止契約者数五、五〇〇人、受信料月額三〇〇円をもつて算定した受信料収入予算一億五、五三七万四千円から、その中の収納不能による欠損見込額五、〇〇〇万円を控除した受信料収納額一億五、四八七万七千円、放送債券四億四千万円による入金額三、四九〇、〇〇〇万円、長期借入金五億七、〇〇〇万円、受入利息その他の雑収入六、三三万円

3 本年度の出金額は

ラジオ関係については、事業経費七、九六六、〇六三万二千円、放送設備建設改修費五億五、〇〇〇万円、放送債券返済金七、〇〇〇万円、長期借入金返済金一億八、七〇〇万円、放送債券返済法定積立金二億六、〇〇〇万円、予備金二億五、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他二億六、八五七万四千円、合計九十四億八、六八〇万二千円と予定した。

テレビジョン関係については、事業経費四億八、八〇〇万円、放送設備建設改修費一億五、七〇〇万円、長期借入金返済金三億四、〇〇〇万円、予備金二、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他一億三、三三〇万円、合計一億三、八三〇万円と予定した。

これにより、出金総額はラジオ、テレビジョンあわせて一〇六億二、五二〇万二千円である。

4 資金の需要及びこれに対する資金の調達を四半期ごとに見れば別表のとおりであるが、特に

イ 放送債券の発行及び長期借入金の借入については、放送債券は起債市場の情勢と建設計画の進捗状態とを勘案して、各回一億四千万円以内四回の発行を予定し、長期借入金の借入については、資金需要に対応する額を借り入れるものと予定したが、情勢によつては放送債券を長期借入金に、又は長期借入金を放送債券にかえて資金需要を満たすこととする。

ロ 長期借入金の返済については、ラジオ関係においては本年度返済期にあたる一億八、七〇〇万円の返済を行うこととし、第一、四半期六、〇〇〇万円、第二、四半期六、〇〇〇万円、第三、四半期三、〇〇〇万円、第四、四半期三、〇〇〇万円の返済を予定し、テレビジョン関係においては毎四半期七、五〇〇万円、総額三億円の放送債券への乗替返済を予定した。

これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては前年度より持越額三億六、七〇〇万円に対し、前記一億八、七〇〇万円を返済することにより一億八、〇〇〇万円と見込まれ、またテレビジョンについては前年度より持越額八億七、六七〇万円に対し、前記三億円を返済し、新たに五億七、〇〇〇万円を借

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

り入れることにより一億四、六七〇万圓と見込まれる。

5 年度途中における一時的な資金のひつ迫に対しては、短期借入金によることとする。

二 資金計画表

(單位千円)

項目	期間	第一・ 四半期	第二・ 四半期	第三・ 四半期	第四・ 四半期	合計
一 前期繰越金		九、九二〇	八、五五〇	五、三〇〇	八、四三九	一、〇六、九六〇
二 収 入		三、五四九、九七六	二、七五五、七六三	三、六八五、八三二	三、九一九、九七九	一、〇六、〇〇〇
(ラジオ)		三、三三三、一四三	二、四九九、九四三	三、五八九、〇六二	三、四四〇、〇三三	一、〇六、〇〇〇
受 信 料		二、二八八、八七五	一、九七九、八七五	二、三三三、八八五	二、二五五、七七五	九、〇二三、〇〇〇
交付金収入		一、三七八	一、三七八	一、三七八	一、三七八	五、五二〇
雑 収 入		二〇、〇九二	二〇、〇九二	二〇、〇九二	二〇、〇九二	八〇、五六八
固定資産売却代金		〇	一、〇〇〇	一、一五〇	五、七五〇	七、九〇〇
放送債券返済金戻入		一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一六、〇〇〇	二二、〇〇〇	七〇、〇〇〇
その他の収入		九、〇〇〇	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇	一八、〇〇〇	五三、〇〇〇
(テレビジョン)		三、四四六、四四四	二、六五四、四四四	三、六六七、七六六	三、一四四、三三三	一、二一、九〇〇
受 信 料		三、一七六、七六六	二、四六六、七六六	三、四六六、七六六	三、〇六六、七六六	一、二一、九〇〇
放送債券長期借入金		九、九〇〇	九、九〇〇	一、七五〇	〇	三、四四〇
雑 収 入		一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一六、〇〇〇	二二、〇〇〇	五六、〇〇〇
三 支 出		一、一七五	一、一七五	一、一六六	一、一六六	四、七二二
(ラジオ)		一、一七五	一、一七五	一、一六六	一、一六六	四、七二二
事業経費		一、〇〇〇、七四四	一、〇六六、七四四	一、〇六六、七四四	一、〇六六、七四四	四、二〇六、〇〇〇
放送設備建設改修費		一〇六、〇〇〇	一三三、一〇〇	一三三、一〇〇	一三三、一〇〇	五〇五、三〇〇
放送債券返済長期借入金返済		一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一六、〇〇〇	二二、〇〇〇	七〇、〇〇〇
法定積立金		〇	〇	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
予 備 金		八〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
その他の支出		六、九六二	六、〇三二	六、一三二	五、七九四	二五、九二〇
(テレビジョン)		三、九七五	二、一七五	二、九七五	三、〇〇〇	一二、一二五
事業経費		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一三、一〇〇	一五、七五〇	四八、八五〇
放送設備建設改修費		二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	八、四〇〇

昭和二十九年三月

日本放送協会昭和二十九年度事業計画、収支予算及び資金計画に対する意見書

郵政大臣

意見書

日本放送協会昭和二十九年年度事業計画、収支予算及び資金計画に対し検討した結果次のとおりの意見を附する。

一、事業計画

昭和二十九年年度における日本放送協会の事業計画は、その主眼をラジオにおいては地域別放送の充実、相談業務の充実によるサービスの向上及び放送番組の充実、テレビジョンについては東京、大阪及び名古屋の施設並びに放送番組の充実、広島、福岡及び仙台における放送局の建設、技術研究については受信機の改善並びに電子管、音響及びテレビジョンの研究、放送文化研究については世論調査及び放送番組の研究に置いている。

地域の開放の充実については、地域の社会生活に直結する放送番組の充実及び放送時間の増加を行うこととしているが、これは、公衆の地域の社会生活に即しようとするものである。

相談業務の充実によるサービス

四	後期繰越金	金五二〇	金五二〇	八四三〇九	金六〇〇	一
	その他の支出	金三三三	金三三三	金三三三	金三三三	一〇〇〇〇〇〇〇
	予備金	〇	〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
	法定積立金	〇	〇	〇	四〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇〇
	濟	金五〇〇〇	金五〇〇〇	金五〇〇〇	金五〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	長期借入金返					一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

の向上については、故障受信機の修理相談及び巡回相談の強化、雑音障害の防止等を行いサービスの向上を図っている。

放送番組の充実については、教育及び産業放送、地域の社会生活に直結する放送、文化のこころ揚げる目的とする高度の芸術的及び教養的放送の充実を図る等番組内容の質的向上に努めている。

東京、大阪及び名古屋の施設並びに放送番組の充実を図るとともに、広島、福岡及び仙台の建設に着手することとしているが、これは、テレビジョン放送開始後間もないので逐次施設の整備改善と放送番組の質的充実を行おうとするものであり、また、広島、福岡及び仙台に放送局を施設する計画は、テレビジョン放送中継施設の建設計画を考慮しつつ、可及的すみやかかくに全国にテレビジョンを普及させようとする計画の一つである。

二 收支予算

収支予算は、予算総則と予算書とからなっている。

的外使用の禁止及び彼此流用、予算の繰越使用、収入が予算を超過した場合におけるその使用方法、前年度決算に収支剰余金があつた場合におけるその使用方法、業務場合に關連ある研究に対する交付金、補助金の使用方法等について規定している。

これを、機械的にみるに、第一に、ラジオオとテレビジョンの經理の区分を明確にすることに考慮が払われており、これは、受信料の對象となる放送種別の相違に基くものであつて、妥当なものと認める。第二に、ラジオ及びテレビジョンの区分内における各項間の彼此流用を認めている。これは事業を円滑に運営する上において当然の規定であると思われる。しかしながら、この規定が實際に發動せられる場合においては、本予算が國會の承認を経て決定せられる事案にかんがみ、眞に必要やむを得ざる場合に限定すべきこともちろんであつて、いやくも放漫に流るるが、ごときことは嚴に戒むべきことであると認められる。第三に、従来は、収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、設備の改善、借入金金の返還、液価償却費の補てんに充てることができるとしていたが、今回新たに、これらと並んで、いわゆる業績賞与の制度を採用している。

元来公共企業体である協会は、その事業を運営するに当つては、鋭意企業経営の改善を図ることに上つて能率を向上し、もつてあたり限りの増収を期するとともに、冗

費を節約し極力経費の節減に努むべきことは当然のことであると考へられる。

いわゆる、業績賞与の制度は、

これらの予定以上の増収額及び節約額が生じた場合、職員の前年向上により直接相俟せられたと認められる分については、その一部を職

員に対して特別の給与として支給しようとするものであつて、この制度は他の公共企業体においても採用しているところである。た

だ、これが実施に當つては、協会の施設の現状、借入金状況等を彼此十分検討し、いやくも當を失することのないよう慎重な考慮

を払うことが望ましい。

予算書においては、次のとおり収入、支出の総額を予定してい

ラジオ

二十八年年度

二十九年年度

増

収入

七六億四、七一九万四千円

一〇〇億二、二五〇万二千円

一三三億七、五三〇万八千円

支出

テレビジョン

六億三、四五〇万四円

一二億二、三〇〇万四円

五億八、八五〇万四円

収入

支出

1 支出

ラジオ

テレビジョン

資本支出を前年度と比較してみると次のとおりである。

二十八年年度

二十九年年度

減

一三億三、一六〇万四円

一〇億七、六〇〇万四円

三億二、四〇〇万四円

これは、その大部分が放送設備の改善整備に充てられる計画であつて、二十八年年度に比し三億二、四〇〇万四円の減額が見込まれている。

事業支出については、前年度に比し次のとおり二四億九、九三〇万八千四円の増が見込まれている。

二十八年年度

二十九年年度

増

六二億六、五五九万四千円

八七億六、四九〇万二千円

二四億九、九三〇万八千四円

この増加額のおもなる内容を検討すれば、次のとおりである。

(1) 諸物価の値上り又は業務量の増による増額

ア 諸物価の値上りによる増額

イ 業務量の増による増額

これは受託契約者の増加に伴う契約取次等の加入事務関係の増、過年度における放送局の増設、放送資料の取替整備を要するものの増加に伴う経費の増である。

これら諸物価の値上り又は業務量の増による経費の増額は必要やむを得ざるものと認められる。

(2) 給与の増額及び定員

ア 給与

二十八年年度

二十九年年度

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

二七億八、一二二万三千円

これらうち事業の充実に要する経費は、現在の放送内容を一段と充実し、あるいは

五三一

昭和二十九年三月三十日 参議院會議第二十五号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

相談業務の一層の強化を図ること等に必要経費の増であつて、やむを得ないものと認められる。特に、文化、産業、教育放送を一段と充実することは、公共企業体たる協会の使命に照し当然のことであり、また、地域別放送については、放送時間を延長し現在の一日平均三時間を三時間三十分とし、地域社会の要望にそつとされているが、これまた、妥当な措置であると思われるので、その実施については、特に遺憾なきを期することが望ましい。

(6) 研究部門の充実に関する経費の増額 九、六九九万七千円

技術研究及び放送文化の研究部門の充実を行うため、特に右のごとき相当額の経費の増を見込んでゐるが、これら両部門の研究の重要性はわが国におけるテレビジョンを含めた放送事業の近來における急速な進歩発達に即応しようとするものであつて、必要なものと認められる。特に、以上の研究に対し、国民が協会に對し寄せている期待はきわめて大なるものがあると思われるので、その実施について特に遺憾なきを期することが望ましい。

予備金については、二億五、〇〇〇万円を計上し、二十八年度に比し二億円の増額を見込み相当の幅をもつこととなつたが、その使用にあつては、天災地変のほつ先による等真に「予見し難い」経費の支出に限るべきものであつて、その判断に誤りのないよう特に慎重な考慮を払ふことを要望する。

(7) テレビジョン

資本支出について、前年度と比較してみると、次のとおりである。

二十八年年度	二十九年度	増
二億八、八〇〇万円	四億九、七〇〇万円	二億九、〇〇〇万円

これは、東京、大阪及び名古屋のテレビジョン放送局の整備改善並びに広島、福岡及び仙台の建設等に充当される計画であつて、二十八年度に比し二億九、〇〇〇万円の増額が見込まれているが、これらの計画は放送法に規定する協会の目的、使命等からみて妥当と認められる。

事業支出については、前年度に比し次のとおり三億六、九五〇万円の増加を見込んでゐる。なお、予見しがたい予算の不足に充てるために、予備金として二、〇〇〇万円を計上している。

三 資金計画

資金計画は、事業計画に基いて、年度中における資金の出入に關する計画を記載しているが、協会の受信料の収納状況、事業の運営状況、建設改修工事の計画等からみて妥当なものと認められる。

四 結論

本事業計画、収支予算及び資金

二十八年度	二十九年度	増
事業支出 三億三、六五〇万円	七億六、〇〇〇万円	三億六、九五〇万円
予備金 一、〇〇〇万円	二、〇〇〇万円	一、〇〇〇万円

右の支出増を見込まざるを得ない理由は、ラジオと同様に物価の値上り、業務量の増、出演謝金等の値上り等によるものであつてやむを得ないものと認められる。

定員については、二四七名を計上し、前年度に比し、五九名の増員を見込んでゐるが、これは放送時間の延長に伴ふ必要要員でありやむを得ないものと認められる。

2 収入

収入は、資本収入と事業収入とに分れる。

資本収入のうち、テレビジョン関係の放送債券四億円、長期借入金五億七、〇〇〇万円は、協会の財的信用力及び従来の実績からみてはば妥当な見込と考えられる。

事業収入は、ラジオ関係九億二、五〇〇万二千円であり、そのほとんどが受信料収入である。受信料収入は、年度初頭の有料受信契約者数を一、二二〇万とし、年度内の受信契約者の増六〇万を見込み、受信料月額六千七百円(三箇月につき二〇〇〇円)で算出しているが、これは過去の受信契約者の増加状況からみて、ほぼ妥当な見積りであると思われる。しかしながら、新規契約者の開発及び既契約者の維持になお一層の努力を払い、あたり限りの増収を図ることが望ましい。

また、テレビジョン関係は一億五、六〇〇万円であつて、そのほとんどが受信料収入である。受信料収入は、年度初頭の有料受信契約者数を一四、七〇〇とし、年度内の受信契約者の増加を、東京二五、一〇〇、大阪一九、九〇〇、名古屋七、〇〇〇と見込み受信料月額三、〇〇〇円で算出している。なお、受信料をきんきん二箇年の間において二〇〇〇円から三〇〇〇円に改訂することは、前述のとおり各種経費のやむを得ざる増加支出によることと、テレビジョン放送がわが国における初めての事業であり、したがつて受信者数の正確な推定が困難であつたため、協会において当初予想したほど受信者の数が得られなかつたことによるものであつてやむを得ないものと認められる。

において万やむを得ないものと認められる。

しかしながら、かくのごとき客観状況の下において、しかもなお、今回受信料の増額を実施する

については、国民の関心と批判は、一にかかつてそれが十分有効に使用されるか否かに存するものと思われる。

現行法の下においては、協会の経営は、協会自体の機関である経営委員会が国民からの被信託者の立場にあつて、その全権と全責任をもつて掌理してゐるところであるが前述の国民の関心と批判の下における本予算の執行に當つては、格段の配慮と努力を必要とするものと思われる。特に、現在の

協会の諸施設の現況にかんがみ、資産の維持には十分の意を用い、また、収支予算書における各項間の彼此流用、予備金の使用、予定外の増収があつた場合におけるその使用にあつては、極力慎重を期し、いやくも放漫に流るるがごときことを期するとともに、全職員はあげてその能率の向上を図り、冗費の節減を励行し、業務の簡素化合理化を行うことによつて企業能率の増進を期し、真に公共放送としての実をあげ、もつて、国民の負担にこたへることを強く要望するものである。

「左藤義詮君登壇、拍手」

○佐藤義詮君 只今議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和二十九年収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めんとするものでありまして、その内容を申し上げますと、先ず収支予算につきましては、ラジオ関係においては、収入支出とも総額百億二千二百余万円でありまして、前年度に比べてそれ／＼二十三億七千五百余万円の増加となつております。又テレビジョン関係におきましては、収支総額おの／＼十二億二千三百

万円でありまして、前年度に比べてそれ／＼五億八千八百余万円の増加となつております。

又事業計画につきましては、ラジオにおいては、その主眼を地域別放送の充実、相談業務の充実等によるサービスの上及び放送番組の充実、テレビジョンにおいては、既設局の施設並びに番組の充実、広島、福岡及び仙台における放送局の建設等においております。

次に資金計画につきましては、右の事業計画に基いて年度中における資金の出入に關する計画を記載してあります。而して右の収支予算等におきましては、受信料をラジオについては現在月額五十円を六十七円、三カ月二百円に、テレビジョンについては月額二百円を三百円に改訂することを基礎としていのである。

以上の収支予算等に対しまして、郵政大臣は、受信料増額はやむを得ないものとして、結論においてこれを妥当と認める旨の意見を附してあります。

以上、本件の大要であります。委員会に、本件は受信料改訂の問題を含んでおりますので、特にその審議の慎重を期し、政府當局及び日本放送協会の会長及び理事の出席を求め、詳細な質疑を行ひましたほか、民間放送事業者及び放送事業に特に關心を有する人々の出席をも求めて参考意見を聴取し、又番組編集の自由の問

題について、とかくの風評がありまして、特に日本放送協会ラジオ局長及び出演者三木鶏郎君の出席を求めて事情を聴取するなどいたしました。

今、委員会における質疑応答の大意を申し上げます。先ず、この予算案等の国会提出が非常に遅れたが、これには特別の事情があつたのか。又受信料値上額は協会が自主的にきめたものであるか。又は政府がきめたものであるか。又政府がきめたものであるかとの点につきましては、提出の遅れたのは、受信料値上の問題を含んでいるので、必要な準備に時間をとつたためであり、又値上額は協会が自主的にきめたものであること。又最近NHKの番組に対して外部からの干渉の事実があつたように伝えられているが、その事実の有無については、最近番組差換の事実があつて一部に風評が起つたが、右の差換は、協会内部の事務的

操作によるものであつて、外部からの圧力によつたものではない。法律で保障された番組編集の自由はいささかも侵されておらず、又今後これは守る覚悟であると同時に、番組については常に中正を期し、独善に陥らぬよう注意を怠らない方針であること。

受信料値上は政府の財政緊縮方針に反するではないか。又特にこの時期に値上を行なうなければならない理由については、緊縮方針は政府の大原則であるが、原則のために一局部の運行を阻害することも避くべきである。又受信

料は昭和二十六年以来据置かれ、その間他の公共事業の料金の値上りがあり、協会の経費が増し、職員の給与ベ－スも他に比べて低くなり、施設の減価償却を行ふべきものも行い得ない状況になつていゝので、時期は悪いが、政府も値上に同意したものであり、値の額も国民生活に大きな支障を来すものとは考えられないといふこと。次に、この予算並びに事業計画には、ラジオの地域別放送の充実が重点の一つになつていゝが、放送法の精神から言つて、聴取しがたい地域、即ち離地地域の解消が先決問題ではないかといふ質疑については、離地地域の解消は最も重要なことである、財源の關係上放送局の新設は予算編成の資料には入つておらんが、実行に當つては極力その実現に努力する。又三十年代以降は、年次計画を立てて離地地域の解消を期すること。その他協会の性格、受信料の性質、受信料引上の他の公共事業の料金に及ぼす影響、国際放送の拡充、研究所の利用及び研究成果の公開、テレビジョン事業の発展計画、テレビジョン、ラジオ両事業の経理の独立、協会の機構、人員の合理化、経営委員会の運営状況、放送法改正の問題等について熱心な質疑応答がございましたが、詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

本三月二十九日、質疑を了え、討論

に入りましたところ、自由党の津島委員より、受信料値上は時節不適当であるが、公共放送を維持して行く上にはやむを得ないところであるとして、次の附帯決議案を提出して賛成せられました。その附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議案

政府並びに日本放送協会は、左の事項達成に努むべきである。

一、放送事業の現況にかんがみ、速かに放送法の根本的改正をはかること

二、日本放送協会は、その事業運営の合理化並びに経理の堅実化につき格段の努力をなすこと

三、離地地域の速かなる解消につき具体的計画をたてこれを実施すること

四、技術研究の公開、成果の一般利用につき一層の配慮をなすこと

次に録音会の新谷委員より、財政緊縮、低物価政策を必要とする時期に受信料値上をすることは、国民に与える心理的影響の甚大であることを指摘し、地域別放送の強化よりも離地地域の解消を優先させること、協会の冗費節約、組織、運営を一段と合理化すること、民間放送の進出に右顧左眈することなく、公共放送本来の使命達成に邁進すること等の希望を述べて、不満足ながら賛成。

又日本社会党第四控室を代表して、

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号 議事日程追加の件 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案外一件

五三四

久保委員より、協会の自主性及び番組編成の自由確保、目下未解決の職員給与問題の急速円満な解決を希望して賛成。次に日本社会党第二控室を代表して、山田委員より、政府及び協会は従来のマンネリズムを打破することに一層の努力をすること、離職地域の解消を速かに実現すること、技術研究の公開利用、職員の適正給与による能率の増進、企業の合理化について希望を述べ、受信料値上は日本当面の経済政策に反するが、公共放送の維持のためにやむを得ないとして賛成の意見を述べられました。

討論を了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て可決いたしました。本件の国会提出期日が遅かつたために審査期間が短かつたことについて、委員より質疑並びに討論において不満の意を表明されましたので、委員長より政府に今後注意せられたい旨の申入れをいたしましたことを併せて御報告いたします。

なお、右の附帯決議につきましては、政府当局及び日本放送協会会長より、極力その実現に努力する旨の発言がありました。

以上を以て御報告を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本件は、承認することに決しました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前十一時五十九分休憩
午後三時二十六分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

参事に報告いたさせます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案可決報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案修正議決報告書

骨牌税法の一部を改正する法律案修正議決報告書

物品税法の一部を改正する法律案可決報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長上條愛一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堤 康次郎

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法(昭和二十年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「三箇月」を「六箇月」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三の次に次の一条を加える。

第十八条ノ四 日雇健康勤定ノ積立金ハ日雇労働者健康保険事業ノ経営上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り同勤定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表社会保険審議会の項中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

〔小字及び一は衆議院修正〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

五 前各号に掲げる者に準ずる児童であつて政令で定める者

第三条第一項中「左の各号に掲げる資金を」の下に、父母のない児童に對し、〇第六号及び第七号に掲げる資金をを加え、同項中〇第六号及び第七号を〇次のように改め、同条第二項中「前項の場合において、」の下に「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対する」を加え、同条第四項を削る。

二 配偶者のない女子若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就学に際し必要な資金(以上支度資金)といふ。

六 配偶者のない女子が扶養している児童又は父母のない児童

が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下同じ。若しくは大学に就学し、又は医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第十一条に規定する実地修練(以下「実地修練」といふ。)を受けるのに必要な資金以下「修学資金」といふ。

七 配偶者のない女子が扶養している児童又は父母のない児童が、事業を開始し、又就職するために必要

な知識、技能を習得するのに必要な資金(以下「修業資金」といふ。)

第六条第二項中「第九条を」第九条第一項に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

(財産管理者の不当使用)

第八条の二 都道府県は、第三条第一項の規定により父母のない児童に對し、〇修学資金又は修業資金の貸付が行われた場合において、当該児童の財産を管理する親権を行つた者又は後見人が、当該貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したときは、その者に對し、使用した金額に相当する金額を都道府県に納付すべきことを命ずることができ

る。

2 都道府県が前項の規定により納付することを命じた場合において、は、当該父母のない児童の都道府県に對する貸付金の償還の債務は、当該親権を行つた者又は後見人が納付することを命ぜられた限度において消滅するものとする。

(後見人解任の請求)

第八条の三 第三条第一項の規定により〇修学資金又は修業資金の貸付を受けた父母のない児童後見人に、当該貸付金の使用に關し不正な行為その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五条の規定による後見人の

解任の請求は、同条に定める者の外、都道府県知事も行うことができる。

第九条の見出しを「(違約金等)」に、同条中「前条を」第八条に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第八条の二第一項の規定により納付を命ぜられた者が支払期日に納付を命ぜられた金額を納付しなかつた場合に準用する。

第十二条第二項中「及び第九条の規定による違約金」と、第八条の二第一項の規定により納付金及び第九条の規定による違約金等に、「貸付金をもつてその歳出とする。」を「貸付金及び貸付に關する事務に要する費用をもつてその歳出とする。」に改め、同条に次の一項を加える。

8 前項に規定する貸付に關する事務に要する費用の額は、貸付金の利子及び第九条の規定による違約金等のうち収納済となつたものの三分の一に相当する金額の範囲内において厚生大臣の定めるところにより算定した額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金金の額との合計額をこえてはならない。

第十三条第一項中「貸付金の財源として、」を削り、「都道府県が」の下に「貸付金の財源として」を加える。

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案外一件

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(印刷税法の一部改正)

2 印刷税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第六号の八の次に次の一号を加える。

六ノ八ノ二 母子福祉資金の貸付等に関する法律ニ依ル

貸付金ニ關スル証書

「上條愛二君遺囑、拍手」

〇上條愛二君 只今議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案並びに母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。日雇労働者健康保険法は、本年一月十五日から全面的に施行され、三月からは保険給付が開始される運びとなりましたが、御承知の通り本法の給付内容は、療養の給付及び家族療養費の支給が三カ月と相成つておるのであります。

して、給付内容の拡充が各方面から要望されておるのでありますが、今回本制度改善の第一歩といたしまして、当面最も必要な給付期間の延長を行うこととし、現行の三カ月を六カ月に改めようとするのであります。これに伴いまして昭和二十九年年度予算案において給付費の割に相当する額を国庫負担として計上いたしてあるのであります。以上が、この法案の提案理由並びに改正の要点であります。

厚生委員会におきましては、政府当局より、本法案に關し詳細なる説明を聴取いたしました後、慎重審議をいたし、種々質疑が行われたのであります。が、その詳細は、速記録によりまして御了承をお願いいたします。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りまして、湯山委員より次のような附帯決議案が提出されたのであります。即ち、「日雇労働者健康保険は、他の社会保険などに比し、著しく内容が劣る実情に鑑み、政府は更に国庫負担を大幅に増額し、その給付内容の充制度を欠くことは、本保険の最大の欠点であるから、速かにこれを実施することとを強く要望する。」というのであります。これに對しまして有馬委員が賛意を表されたのであります。

討論を終結し、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

ついで附帯決議案について採決いたしました結果、全員これを承認することに決定いたしました次第であります。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

今回改正しようとする第一点は、父母のない児童に対しても修学資金及び修業資金を貸付けることにいたそうとするものであります。母子福祉資金の貸付等に関する法律は、母子家庭の福祉の増進のため極めて有効な働きを示しておるのであります。父母のない児童に対しましては、社会的或いは経済的条件において母子家庭の子女よりも一般的に低いものがあるにもかかわらず、修学資金又は修業資金の貸付を受けることができないのであります。これは公平の見地から見ましても問題であります。最近では一定の知識とか技能を身につけないと、一人で生活して行くのは容易ではないのであります。この父母のない児童の不利益な条件を除去又は緩和するために、これらの児童に対しまして修学資金又は修業資金を貸付け、将来独立して

自活することのできる能力を得る機会を与えることにいたしてあるものであります。

改正の第二点は、特別会計の歳出に、貸付に関する事務に要する費用を加え、その限度を規制することにいたそうとする点であります。母子福祉資金の貸付業務は、都道府県の事務として実施されておるのであります。が、貸付を行うに当たつての調査、指導とか、償還とかに関する事務は、貸付制度の運用上欠くことのできないものであるにもかかわらず、地方財政の逼迫しておる現在、都道府県が事務費の必要額を十分に確保することが困難な実情であります。事務費を一般会計からの繰入金のほか、償還金の利子、違約金等を財源として支出することができるようになつてはいるのであります。

以上が、この法案の提案理由並びに改正の要点であります。この法案は衆議院におきまして修正議決と相成つたのであります。衆議院における修正の要点を申し上げますと、「配偶者のない女子が扶養しておる児童又は父母のない児童の就職に際しても、支度資金を貸付けることができるようにいたした」ことであります。

本委員会におきましては、政府当局より、提案理由並びに法案の内容について、又衆議院の青柳議員より、衆議院における修正点について、それら詳細なる説明を聴取いたしました。加へ、慎重審議を重ね、種々熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は速記録に譲ることにいたします。質疑を打ち切りまして、討論に移りましたところ、常岡委員よりこの法案に対して修正の動議が提出されたのであります。修正案の要旨は「現行法の規定によりまして、修学資金の貸付金に對しましては、据置期間経過後は年三分の利子を取るになつてゐるのであります。が、これを無利子とし、昭和二十八年四月一日から適用することにした」とするものであります。この修正案に對しまして藤原委員は賛意を表した後、更に母子福祉資金の貸付等に関する法律による貸付金総額は、将来逐次これを増額することとし、特に母子相談員設置に要する費用に對しては、国庫補助金として交付するよう親心を示し、以て母子福祉の増進のため一段の努力を払うべきことを政府当局に要望して、本案に賛成する旨を述べられました。討論を終結いたし、先ず修正案

について採決いたしました結果、全会一致を以てこれを可決することにいたしました。次いで修正箇所を除く残余の部分について採決いたしました結果、これ又、全会一致を以ちまして、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。即ち本法案は修正議決と決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

先ず、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、

骨牌税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都告により附録に掲載〕

骨牌税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

(小字及び一は衆議院修正)

骨牌税法の一部を改正する法律案

骨牌税法の一部を改正する法律案

骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項を次のように改める。

骨牌税ノ税率左ノ如シ

第一種 麻雀(紙製ノ麻雀及之ニ

類スルモノヲ除ク)

甲類 象牙ヲ用ヒタルモノ

一組ニ付 六千円

乙類 牛骨ヲ用ヒタルモノ

一組ニ付 四千円

丙類 其ノ他ノモノ

一組ニ付 二千円

第二種 第一種ノ骨牌以外ノ骨牌

一組ニ付 六十円

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨ばい税については、なお従前の例による。

3 骨牌税法第十二条の規定による骨ばい税の免除を受けてこの法律の施行前に製造所から引き取つた骨ばい、がその免除を受けた日から

六月の期間内に輸出されなかつた

場合(当該期間がこの法律の施行

の日の前日までに終る場合を除く。)

又は当該骨ばいがこの法律の

施行後に骨牌税法第十四条第一項

但書の規定による承認を受けて引

き渡され、引き取られ、若しくは

譲渡された場合における骨ばい税

の徴収については、改正後の同法

第四条の規定を適用する。

4 骨ばい税を課せられた骨ばいで

この法律の施行前に製造所にもど

し入れられ、又は移入されたもの

を、この法律の施行後にその製造

所から引き取る場合においては、骨

牌税法第十一条ノ第二項本文の

規定にかかわらず、骨ばい税を課

する。この場合においては、改正後

の同法第四条の税率により算出し

た金額と改正前の同条の税率によ

り算出した金額との差額をその税

額とする。

5 この法律の施行の際製造所及

び保税地域以外の場所において

骨ばいの製造者又は販売業者が

販売のために骨ばいを所持する

場合においては、当該骨ばいに

ついては、その者がこの法律の施

行の日にこれを骨ばいの製造所か

ら引き取つたものとみなして、骨

ばい税を課する。この場合におい

ては、改正後の骨牌税法第四条の

税率により算出した金額と改正前

の同条の税率により算出した金額

との差額をその税額とする。

6 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

物品税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和二十九年三月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 清八郎

(小字及び一は衆議院修正)

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法(昭和十五年法律第四十

号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一種第六号を同種

第七号とし、同種第五号の次に次の

一号を加える。

六 高級毛皮製品

第一条第一項第二種甲類第四号中

「但シ第四十八号ニ掲グルモノヲ除

ク」を削り、同類第五号を次のよう

に改める。

五 高級普通乗用自動車(輪

距百二十吋又ハ空気筒容積四

立方厘米ヲ超ユルモノニ限

ル)

第一条第一項第二種戊類第五十一

号から己類第六十四号までをそれぞ

れ当該類に属するものとして四号ず

つ繰り下げ、同種戊類第五十号を次

のように改める。

五十四 毛皮製品但シ第一種

第六号ニ掲グルモノヲ除ク

第一条第一項第二種戊類第四十八

号中「同部分品」の下に「但シ第四号

又ハ第十七号ニ掲グルモノトシテ物

品税ヲ課セラルモノヲ除ク」を加

え、同類第四十七号から第四十九号

までを四号ずつ繰り下げ、同種丁類

中第四十六号を次のように改める。

四十八 小型普通乗用四輪自動

車(電気ヲ動力源トスルモ

ノニ在リテハ輪距百吋以下

其ノ他ノモノニ在リテハ輪

距百吋以下ニシテ空気筒容積

千五百立方厘米以下又ハ四輪

駆動式ノモノニ限ル)

第一条第一項第二種丁類第四十五

号中「第五十八号」を「第六十二号」に

改め、同類中第二十八号から第四十

五号までを四号ずつ繰り下げ〇〇、同

類第二十七号を第三十号とし、同号

の次に次の一号を加える。

三十一 オルゴール又ハ之ヲ

用ヒタル製品ニシテ別号ニ

掲ゲザルモノ

第一条第一項第二種丙類第二十六

号中「第四十六号及第六十号」を「第

五号、第五十号及第六十四号」に

改め、同類中第十九号から第二十

六号までを三号ずつ繰り下げ、第十

八号を削り、同類第十七号中「第四

十四号」を「第十一号及第四十八号」

に改め、同号を同類第二十一号と

し、同類第十四号中「第五十五号」を

「第五十九号」に改め、同類中同号か

ら第十六号までを四号ずつ、第十号か

ら第十三号までを二号ずつそれぞれ

繰り下げ、同類中第十六号及び第十

七号として次の二号を加える。

十六 テレビジョン受像機及

同部分品但シ第六十二号及

第六十三号ニ掲グルモノヲ

除ク

十七 高級時計但シ第四号ニ

掲グルモノヲ除ク

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号 骨牌税法の一部を改正する法律案外三件

第一条第一項第二種乙類中第九号の次に次の二号を加える。

十 電気冷蔵庫、瓦斯冷蔵庫及同部分品

十一 電気、瓦斯又は液体燃料ヲ使用スルラジエーター(室内用ノモノニ限ル)又ハルームクーラー

第二条第二項の次に次の二項を加える。

内容積四立方呎以下ノ電気冷蔵庫及瓦斯冷蔵庫ニシテ前条第一項ノ規定ニ基キ命令ヲ以テ定ムルモノ

ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル

前条第一項第二種第五号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基キ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一

項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル

第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 小売業者ノ販売シタル

第一種ノ物品ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基キ命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限(以下本条中課税最低限ト謂フ)ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課

税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ト当該課税最低限ノ額

ニ第二ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額トノ合計額ニ滿タザル場合ニ於テハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ対価タル金額ト当該課税最低限ノ額トノ差額ヲ当該物品ノ税額トス

第七条第一項第二号及び同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条ノ二 前条第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ハ之ヲ本施行地ニ於テ使用シ(同

条第四項ノ規定スル手續ニ依リ購入シタル物品ヲ当該購入者ガ使用スル場合ヲ除ク)若ハ消費シ又ハ輸出以外ノ目的ニ充ツル為ニ譲渡シ

若ハ譲渡タルコトヲ得ズ但シ当該物品ニ付同条第一項第一号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル者又ハ同条第四項ノ規定スル手續ニ依リ購入シタル者ガ命令ノ定ムル手續ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前条第一項第二号又ハ第三号ノ適用ヲ受ケタル物品ハ其ノ物品税ノ免除ヲ受ケタル日ヨリ

二年間其ノ用途以外ノ用途ニ供シ又ハ其ノ用途以外ノ用途ニ供スル為ニ譲渡シ若ハ譲渡タルコトヲ得ズ但シ同項第二号又ハ第三号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シ若ハ保税地城ヨリ引取リタル者又ハ此等ノ者(第一種ノ物品ニ付テハ小売業者)ヨリ当該物品ヲ購入

シタル者ガ命令ノ定ムル手續ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二ノ税率ヲ受ケタル物品ニ付テハ其ノ税率ヲ受ケタル者ヨリ当該税率ヲ受ケタル時ニ於ケル価格(前条第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ニシテ同条第四項ノ適用ヲ受ケタル物品以外ノ物品ニ付テハ同条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル時ニ於ケル価格)ニ店直ニ物品税ヲ徴収スルノ場合ニ於テハ前条第二項及第四項本文ノ規定ヲ適用セズ

第十八条第一項に次の一号を加える。

第三十三号ノ二 第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者

第十八条第三項を次のように改める。

第一項ノ場合ニ於テハ犯人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴収スルノ場合ニ於テ同項第三号ノ規定ニ該當スルトキハ第三十三条第二項又ハ第四項本文ノ規定ヲ適用セズ

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ(政令で

定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。)以下のブラウン管を使用したもの及びその部分品(ブラウン管及びテレビジ

ン受像機に限る。)については、改正後の物品税法第一条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十五の税率による。

3 当分の間、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる改正後の物品税法第一条第一項第二号二十四号に掲げる物品のうち第一項第二種第二号に掲げる物品のうち果実を原料とした果実ジュース、果実水及び果実みつに類せられるべき物品の税率は、同法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

4 昭和二十九年六月一日から同年八月三十一日までの間に製造場から移出される事項に掲げる物品のうち、りんごゆりみかん、蜜みかん(ひらがなみかん、伊予みかん、なるとみかん、三笠みかん及びはつさくを含む)、りんご又はどうのさく、計で濃縮しないものを原料とし、且つ、乳化剤又は乳化剤を使用しないで製造した果実水については、前項の規定にかかわらず物品税を課さない。

13⁵ この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

14⁶ 物品税法第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品がその承認の際政府が指定した期間内にその承認を受けた移出先若し

くは引取先に移入され、若しくは輸出され、又はその承認を受けた用途に供されたことの証明がない場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。)における物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

15⁷ 物品税法第十二条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品については、この法律の施行後にその用途が変更された場合における同条第二項の規定による物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

16⁸ この法律の施行前から引き続き改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者は、この法律の施行後一月以内に、〇〇(昭和二十九年九月一日前)

の旨及びその販売場所又は製造場の位置をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

五三八

17.9

前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日〇〇(その者が第四項に掲げる物品を製造する者である場合は、昭和三十九年九月一日)において物品税法第十五条の規定による申告をした者とみなす。

18.10

第六項及び物品税法第十八条第一項第一号の規定は、この法律の施行前から引き続いて改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者で、

19.11

この法律の施行後一月以内に小売業又は製造を廃止するもの〇〇(昭和三十九年九月一日前日から引き続いて第四項に掲げる物品を製造する者で、同日以後一月以内に製造を廃止するもの)。

この法律の施行の際製造場及び保税地域以外の場所であつて左に掲げる物品(第二号又は第三号に掲げるものについては三個以上、第五号に掲げるものについてはその所持する数量全部の価格が十万元以上のものに限る。)を所持する当該物品の製造者又は販売者がある場合においては、当該物品については、その者が製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、物品税

を課する。この場合においては、

第一号及び第五号に掲げる物品についてはその価格の百分の二十、第二号及び第四号に掲げる物品についてはその価格の百分の十、第三号に掲げる物品についてはその価格の百分の三十(テレビジョン受像機のうち、第二項に掲げるものについては百分の十五)の税率により算出した金額をその税額とする。

一 改正後の物品税法第一条第一項第二種第五号に掲げる物品
二 改正後の物品税法第一条第一項第二種第十号に掲げる物品
(同法第二条第三項の規定の適用を受ける物品を除く。)及び同種第十一号に掲げる物品

三 テレビジョン受像機

四 改正後の物品税法第一条第一項第二種第十九号に掲げる物品(輸距百十インチをこえるものを除く。)

五 改正後の物品税法第一条第一項第二種第十七号に掲げる物品

11.012 前項に規定する税額が三万円以下るときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各

月に等分して、その月末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき

昭和二十九年四月及び五月

税額十万円をこえるとき

同年四月から六月まで

税額三十万円をこえるとき

同年四月から七月まで

税額五十万円をこえるとき

同年四月から八月まで

11.13

第九項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならぬ。

11.214

この法律の施行の際製造場以外の場所において物品の販売者が所持する改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品については、政令で定めるところにより、物品税法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。

第六項、第九項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が改正後の物品税法第一条第一項の

規定に基づき政令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

11.416 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんす

るため、昭和二十九年度において、一般会計から、五十五億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法

(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

い。

附 則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百七十五億円」を「百九十五億円」に改める。

第十条第二項中「八人」を「九人」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 大蔵省銀行局及び中小企業庁を代表する者各一人

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず骨牌税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく麻雀に対する現行課税率は、一律に千五百円となつておりますが、今回骨牌の使用状況に鑑みまして、素材の種類に応じて税率に段階を設けることとし、麻雀一組につき象牙製のものは六千円、牛骨製のものは四千円、その他のものは二千円にそれぞれ税率を上げると共に、トランプ、花札等についても現行五十円を六十円に引上げようとするものであります。

本案は衆議院において修正議決されたものでありまして、その要旨を申し上げますと、牛骨等を使用した麻雀につきましては、中小メーカーに与える急激な衝撃を緩和することなどを考慮しまして、一組につき牛骨を用いたものは二千五百円に、その他のものは千八百円にそれぞれ引下げることとしたものとするものであります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。質疑を終り、討論に入りましたところ、小林委員より、「衆議院の修正案については不満とするところであり、政府原案に戻すべきで

ある。即ち麻雀のうち牛骨を用いたものは四千円に、その他のものは二千円に、それぞれ引上げることとすべきである」旨の修正意見が述べられ、討論を終り、採決に入り、小林委員の修正案は、全会一致を以て、可決すべきものと決定し、ついで修正部分を除く原案についても、全会一致を以て、可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたしました次第であります。

次に物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、奢侈的消費の抑制等の見地から、奢侈的高級品について増徴を図ることとし、輪距が百二十吋以上、又は気筒容積が四千立方厘を超える高級大型乗用車については百分の五十、高級時計については百分の三十、高級電気冷蔵庫及びラジエーターについては百分の四十とすると共に、新たにテレビジョン受像機に対しては百分の三十、オルゴール製品については百分の二十の税率により課税を行おうとするものであります。併しながら、輪距が百吋以下で気筒容積が千五百立方厘以下の小型乗用自動車については、その普及を図る等のため税率を百分の十五

とし、十四吋以下のブラウン管を使用するテレビジョン受像機についても、新築育成の見地より、昭和三十年三月末日までの間は特に百分の十五の税率とし、又内容積四立方呎以下の電気冷蔵庫等については百分の三十の程度の税率をもつて課税しようとするものであります。

又従来製造課税を行なつて来た高級毛皮製品は、取引の時期に制約されることによつて納税上不便等を来たしておりますので、これを小売課税に改めようとするものであります。

本案は、衆議院において修正議決されたものでありまして、その要旨を簡単に申し上げますと、高級時計、オルゴールに対する課税は適当でないものとしてとりやめること、十四吋以下のテレビジョン受像機に対する課税は向う一年間その税率を二〇%に引下げること、ジュース類についてはその取引状況等に鑑みまして、当分の間一〇%の課税を行うこととしたこと、現在免税となつてゐるものは、その期限を本年八月末日までとし、それ以後は一率に一〇%の課税をすることとしようとするものであります。又P

X輸入品の横流しを防止するため所要の規定を新たに設けようとするものであります。

委員会における審議の詳細は、速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、小林委員より、「自動車に対する税率の区分については、多少の意見もあるが、暫くこれをおく。緑風会としては物品税は、原則としてこれを廃止して、奢侈品のみに課税すべきであるとの方針を持ち、この替り財源として一回限りの売上税を課するののも一つの方法であると考えている。この際物品税について全面的な再検討を行うべきであることを強く附言する」旨の賛成意見が述べられ、次いで菊川委員より、「本税は戦時中の遺物であり、マツチ、清涼飲料等必需品に課税することは疑問であると思われるから、この際根本的再検討を行うべきで、次回には必ず全面的改正案を提出すべきであることを強く要望する」との賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案について申し上げます。

昭和二十八年年度におきましては風水害、冷害等が相次いで異常に発生いたしましたために、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払が著しく増加し、多額の歳入不足が予想されましたので、その補てんのため御承知のごとく、第十七回臨時国会におきまして成立をみました、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律によりまして、一般会計から八十五億円を繰入金することができ、然るにこのお相場の歳入不足が予想されるに至りましたので、本案は、その補てんのために、昭和二十九年年度におきまして一般会計から、この特別会計の農業勘定に、更に五十五億円を繰入金とすることができ、ことにしようとするものであります。而してこの繰入金につきましては、将来この特別会計の農業勘定に決算上の剰余を生じました場合に、規定によつて再保険金支払基

金勘定に繰入れるべき金額を除いた残額について、一般会計に繰戻すこととしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、政府再保険金の支払状況、農業共済再保険制度運用上の諸問題と、これに対処する政府の方針等について熱心な質疑応答が交わされましたが、詳細は、速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、野澤委員より、「(一)我が国農民の経済的地位は極めて薄弱であり、食糧の増産意欲を振起するには、農業共済再保険制度の確立が最も必要であるので、最近の異常災害が殆んど全国的なものである現状から見ても、更に徹底した共済再保険制度を確立されたい。」

(二)農業共済再保険制度と他の制度との間において債権の相殺等が行われているが、農業共済再保険制度の運用に当り混同せざることを。(三)農業共済基金の拡充を図られたい。以上の三点を早急に解決されることを特に強く要望して賛成する」との意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民金融公庫は、昭和二十四年六月に資本金十三億円を以て発足して以来、数回に亘る増資と資金運用部資金の導入によりまして、昭和二十八年十二月末までに累計約六百四十億円に達する貸付を行なつて来ているのであります。この資金需要は、昭和二十九年年度においても相当の額に達することが予想されますので、昭和二十九年年度において一般会計から、公庫に対する出資を二十億円増額することに

より、その資本金を百九十五億円とするよう公庫法の資本金の規定を改正いたそうとするものであります。次に、公庫の業務の適正な運営を図るために、国民金融審議会の委員に、新たに大蔵省銀行局及び中小企業庁を代表する者を加えることとしたそうとするものであります。

本案審議に当りましては、国民金融公庫における資金繰の問題、中小企業に対する貸倒準備金などの問題等について質疑応答が行われたのであります。その詳細は、速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入り、小林委員より、「昭和二十九年年度の公庫の貸出資金量の不足分は二百十億円プラス恩給貸付分であつて、公庫の資金源を増加することに不十分であるので、今後あらゆる努力を払つて増加することを要する」と旨の賛成意見が述べられ、野澤委員より、「公庫の業務の円滑な遂行を図るために、お座なりでなく公庫の拡充強化に關し具体的に措置せられることを要する」と旨の賛成意見が述べられ、堀本委員より、「資本主義経済の下においては、中小金融については特段の努力が必要であるので、今後政策の重点を中小金融に指向すること

を要する」と旨の賛成意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、原案通り、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

先ず、骨牌税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て委員会修正通り議決されました。

○議長(河井彌八郎) 次に、物品税法の一部を改正する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、以上、三案全部を問題に供します。三案に、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致を以て可決せられました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員

河野 謙三君 佐藤 尚武君

小林 武治君 小林 政夫君

岸 良一君 北 勝太郎君

加藤 正人君 片柳 眞吉君

梶原 茂嘉君 上林 忠次君

楠見 義男君 柏木 康治君

奥 むめお君 井野 眞哉君

石黒 忠篤君 飯島連次郎君

加賀山之雄君 赤木 正雄君

山川 良一君 森 八三二君

村上 義一君 宮城タマヨ君

三木奥吉郎君 三浦 辰雄君

前田 穰君 後藤 文夫君

野田 俊作君 西田 隆男君

中山 福藏君 豊田 雅孝君

常岡 一郎君 土田国太郎君

田村 文吉君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋 道男君

杉山 昌作君 高瀬莊太郎君

高木 正夫君 新谷寅三郎君

島村 軍次君 白井 勇君

横川 信夫君 深木 六郎君

木村 守江君 伊能 芳雄君

青柳 秀夫君 高野 一夫君

西川弥平治君 石井 桂君

井上 清一君 関根 久藏君

川口爲之助君 吉田 萬次君

酒井 利雄君 佐藤清一郎君

劍木 亨弘君 森田 豊壽君

谷口弥三郎君 宮本 邦彦君

長島 銀藏君 長谷山行毅君

宮田 重文君 滝井治三郎君

大矢半次郎君 石川 榮一君

岡崎 眞一君 愛知 揆一君

石原幹市郎君 植竹 春彦君

岡田 信次君 松岡 平市君

大谷 肇清君 國 伊能君

一松 政二君 西郷吉之助君

中川 幸平君 北村 一男君

左藤 義詮君 寺尾 豊君

中山 壽彦君 中川 以良君

山縣 勝見君 津島 壽一君

青木 一男君 古池 信三君

伊能繁次郎君 杉原 荒太君

榊原 亨君 大谷 賀雄君

高橋 衛君 横山 フク君

西岡 ハル君 重政 廣徳君

小澤久太郎君 鹿島守之助君

木内 四郎君 藤野 繁雄君

雨森 常夫君 石村 幸作君

青山 正一君 秋山俊一郎君

入交 太藏君 高橋進太郎君

松平 勇雄君 永岡 光治君

加藤 武徳君 上原 正吉君

郡 祐一君 山本 米治君

小野 義夫君 三輪 貞治君

平井 太郎君 川村 松助君

堀 末治君 白波彌米吉君

池田宇右衛門君 島津 忠彦君

湯山 勇君 大和 與一君

小林 英三君 泉山 三六君

黒川 武雄君 石坂 豊一君

井上 知治君 岩沢 忠恭君

木下 源吾君 内村 清次君

秋山 長造君 阿具根 登君

海野 三朗君 山口 重彦君

大倉 精一君 河合 義一君

岡 三郎君 亀田 得治君

近藤 信一君 清澤 俊英君

成瀬 幡治君 小林 亦治君

小酒井義男君 佐多 忠隆君

重盛 壽治君 江田 三郎君

久保 等君 堂森 芳夫君

田畑 金光君 森崎 隆君

高田なほ子君 安部キミ子君

矢嶋 三義君 藤田 進君

岡田 宗司君 田中 一君

戸叶 武君 栗山 良夫君

吉田 法晴君 小笠原三男君

菊川 孝夫君 若木 勝藏君

山田 節男君 天田 勝正君

松本治一郎君 中田 吉雄君

三橋八次郎君 千葉 信君

羽生 三七君 荒木正三郎君

三木 治朗君 曾根 益君

山下 義信君 市川 房枝君

東 隆君 木島 虎藏君

白川 一雄君 野本 品吉君

三浦 義男君 松永 義雄君

石川 清一君 最上 英子君

松浦 定義君 鈴木 強平君

松浦 清一君 赤松 常子君

武藤 常介君 寺本 廣作君

須藤 五郎君 八木 秀次君

加藤シヅエ君 井村 徳二君

紅露 みつ君 鈴木 一君

加瀬 完君 千田 正君

松澤 兼人君 上條 愛一君

有馬 英二君 堀木 謙三君

笹森 順造君 菊田 七平君

木村福八郎君 相馬 助治君

村尾 重雄君 棚橋 小虎君

鶴見 祐輔君 一松 定吉君

苦米地義三君

- 一、日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第二 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 農産物検査法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件
- 一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
- 一、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、骨牌税法の一部を改正する法律案
- 一、物品税法の一部を改正する法律案
- 一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
- 一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

國務大臣

法務大臣

犬養

健君

農林大臣

保利

茂君

通商産業大臣

愛知

揆一君

郵政大臣

塚田十一郎君

國務大臣

緒方

竹虎君

政府委員

公安調査庁次長

高橋

一郎君

外務政務次官

小瀧

彬君

大蔵政務次官

植木庚子郎君

厚生政務次官

中山

マサ君

郵政省郵務局長

松井

一郎君

昭和二十九年三月三十日 参議院會議録第二十五号

五四四

明治二十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部

十五円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三六
振替東京一九〇〇官報課